

平成 30 年 10 月 4 日

◎西内委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 1 分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 10 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西内委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。

《商工労働部》

◎西内委員長 最初に、商工労働部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎近藤商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、補正予算議案です。資料No.②議案説明書の 29 ページをお願いいたします。一般会計で商工政策課、産業創造課、工業振興課の 3 課の所管分について予算の増額補正をお願いしています。

34 ページでは、企業立地課所管の債務負担行為の追加、変更を 1 件ずつお願いしています。117 ページをお願いします。特別会計では、流通団地及び工業団地造成事業費で予算の増額補正をお願いしています。120 ページをお願いします。流通団地及び工業団地造成事業費で債務負担行為の追加を 1 件お願いしています。

それではまず、29 ページの一般会計の補正予算といたしまして、30 ページの商工政策課所管分から御説明を申し上げます。

1 件目は、事業承継等推進事業費補助金ですが、当初予算 700 万円に対しまして、9 月末現在で既に 10 件 660 万円の交付が決定をしております、今後さらなる申請が見込まれますことから、予算の増額をお願いするものです。

2 件目は、大学生就職支援事業委託料及び事務費ですが、県内企業の人手不足が深刻化

する中、大学生の県内就職支援の取り組みの強化として、学生が参加をしやすいウェブセミナーを開催することや、学生の就職につながりやすいとされるインターンシップの充実に向けて、商工政策課内にコーディネーター2名を新たに配置する費用などを予算計上しています。

次に、31 ページをお願いします。産業創造課所管分の補正予算では、本年4月に新しく開設をいたしましたIT・コンテンツアカデミーの充実強化に係るものです。定員の2倍を超える申し込みをいただいたアプリ開発人材育成講座のアドバンスコースのプログラミングキャンプを追加開催するための講座実施委託料の増額や、県外におけるアプリ開発人材育成講座、エキスパートコースなど、運営事業者に本県で就職をされる方の授業料を補助することによって、首都圏を初めとする県外での人材育成と、本県への移住促進等を一体的に推進するためのアプリ開発等人材育成講座運営費補助金の創設などに係る費用を予算計上しています。

次に、32 ページは、平成30年8月23日に来襲した台風20号の被害を受けました海洋深層水研究所において、破損した水槽類の新規購入等に関する予算を計上しています。

34 ページをお願いします。企業立地課の所管分については、一般会計と特別会計がございしますが、一般会計について、債務負担行為を2件、お願いしています。

1 件目は、企業立地補助金等の限度額の変更をお願いするものです。

2 件目は、日章工業団地の造成事業に関連して、南国市が行う基盤整備に対して、補助をする債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、117 ページから流通団地及び工業団地造成事業特別会計です。119 ページで、南国日章工業団地に係る造成工事の現年予算額、それから、高知中央産業団地及び産業団地造成事業で借り入れている地方債の繰上償還。そして、香南工業団地及び中央産業団地の造成事業費等として、一般会計から借り入れています貸付金の分譲収入による返済を一般会計繰出金についてお願いするものです。

また、120 ページでは、南国日章工業団地に係る造成工事費の債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、条例その他議案については3件ございます。高知県議会定例会議案③の9 ページをお願いします。

1 件目は、第10号の高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案で、ことし発生しました7月豪雨及び北海道胆振東部地震の被災に伴い、県立学校等に入学、あるいは転入する場合に、入学手数料等を徴収しないこととするというものでして、商工労働部に関しては、県立高等技術学校で同じ対応をするものです。

次に、26 ページ、27 ページをお願いします。15号及び16号は高知県が当事者である和解の申し立てに関する議案で、南国日章工業団地において、所有者の所在不明な土地を取

得し、所有権の保存登記を行うにあたり、高知簡易裁判所に同趣旨の和解を申し立てることについて、議決を求めるものです。提出議案の詳細についてはこの後、担当課長から説明をします。

また、報告事項については3件ございます。お手元の青色のインデックス、商工労働部の表紙に報告事項と記載された資料をお願いします。

まず商工政策課からは、第3期産業振興計画 Ver. 3の上半期の進捗状況について報告をします。次に、企業立地課から高知中央産業団地の分譲及び、本日追加で資料をお配りしますルネサス高知工場の譲渡先の決定について御報告をします。それぞれ詳細は担当課長から説明をします。

私からの総括説明を終わります。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎西内委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎岡林商工政策課長 当課からは、第1号議案の9月補正予算2件について御説明します。

お手元の資料No.②議案説明書の30ページをお開きください。

1件目は事業承継等推進事業費補助金です。この補助金は、円滑な事業承継を推進することで、中小企業の休廃業等を抑制し、企業数の減少による経済基盤の脆弱化を未然に防ぎ、優良な雇用の場の確保を図るとともに、本県産業の発展につなげることを目的として、後継者交代を伴う事業承継計画の策定や、第三者承継に係るM&Aの着手金を対象として、県内事業者に補助率2分の1以内、補助上限額100万円の助成をするものです。

先ほど部長から御説明いたしましたように、本年度は当初予算に700万円を計上していますが、現時点で10件660万円の交付が決定しており、昨年度を上回るペースで申請が上がってきています。また、この7月には、商工会、商工会議所、金融機関、士業団体など29の機関により、事業承継ネットワークを構築いたしまして、潜在化が課題となっている事業承継ニーズの掘り起こしに8月から集中的に取り組んでおり、今後さらに申請の増加が見込まれますことから、1,210万円の増額補正をお願いするものです。

2件目の大学生就職支援事業費では、合計1,293万1,000円の増額補正をお願いしています。これについては、議案補足説明資料の赤のインデックス、商工政策課の1ページをお開きください。

左上の現状・課題ですが、県内企業の人手不足が深刻化する中、新規学卒者の県内就職の促進に向けて、就活準備セミナーなどの開催や学生や保護者への県内就職情報の提供などの取り組みを進めていますが、セミナーなどへの参加者は少ない状況にあります。また民間会社の調査で、参加した学生の約22%が参加企業に就職する予定であるという結果が出ているインターンシップですが、大学生の新規採用を行っている県内企業のうち、イン

ターンシップを実施している企業の割合は、当課の調べでは35%と全国の半分程度です。

こうしたことから、学生に県内企業の情報が届いていない。また届いていても、企業の持つ魅力が学生に十分に伝わっていないのではないかと考えています。要因としましては、右上にございますように、売り手市場の中で、学生の大手企業志向は上昇傾向にあり、逆にUターン就職希望率は減少してきています。また、学生の地元企業の情報の入手方法がウェブが中心になっていることや、県外学生が地元企業への就職活動を行うには、交通費や時間などの負担が大きいということもあります。一方で企業においては、インターンシップを実施するためのノウハウが少ないという状況があります。

このため、補正予算では学生の県内就職に向け、これらに対応した施策を強化したいと考えています。左下の対応策1をごらんください。学生の企業情報を収集するメイン手段となっているウェブでのアクセスを拡大することで、県内企業の魅力や情報を学生に広く伝えていきたいと考えています。具体的にはこれまで実施してきたUターン就職サポートガイドの送付や大学を通じた情報発信などに加え、大手就職支援会社のサービスを利用して、インターネットを使った学生が参加しやすいウェブセミナーを開催したいと考えています。このセミナーは、ライブ配信の終了後も録画配信していきますので、学生が好きな時間、場所から、24時間365日見られるようになります。あわせて、学生の企業への関心や理解を高めるために有効とされる企業のPR動画の作成について、専門家によるアドバイスやセミナーなどを通じて支援を行い、県内の企業PRの質的・量的拡充を図ってまいりたいと考えています。

加えて、対応策2に記載していますように、学生が就職先を決める際に重要な役割を果たすインターンシップを充実し、実施企業と参加学生の拡大をしていきたいと考えています。そのため、商工政策課内にインターンシップコーディネーターを2名配置し、インターンシップ実施企業の掘り起こしや学生の相談対応、企業と学生のマッチングを大学や関係機関とも連携しながら実施してまいりたいと考えています。コーディネーターはインターンシップ終了後においても、県内企業への就職がスムーズに行われるよう、学生や企業へのフォローアップも実施してまいりたいと考えています。また、インターンシップ専門家による県内企業を対象としたセミナーの開催や企業の個別相談などを通じて、インターンシップ実施企業数の拡大や実施プログラムの磨き上げを支援してまいります。

このように、情報提供からインターンシップへの誘導、県内就職の拡大といった一連の流れについては、関係機関、大学等と連携するとともに、各分野の専門家を有効に活用しながら、一貫した支援を行うことで、学生の県内就職の拡大を図り、若者の県内定着を促進してまいります。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 事業承継・人材確保支援事業の補正予算ですけれど、説明の中で700万円の予算のうち660万円が交付決定済みということで、それが10件ということですね。この分野は、すごく進めていかないといけない大事な分野だと認識していますけれど、今回その補正予算額はどのような根拠で見積もった額ですか。

◎岡林商工政策課長 県内五つの金融機関、四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、高知信用金庫それと商工組合中央金庫ですけれども、ここに聞き取りを行いまして、現状、把握している案件で出てきそうなものを聞き取っています。その積み上げとこの後どれぐらい出てくるだろうかといったものを計算して積算をいたしました。

この事業費については、別途、当初予算で債務負担を250万円いただいております、年明け以降に増加が見込まれる場合は、債務負担の増額を再びお願いするかもしれませんが、年内ぐらいの分は掌握できているんじゃないかと考えています。

◎武石委員 事業承継とかを進めていく中で、いろんな課題も多いんだろうと思うんですけど、それを専門家なんかの手腕を借りて進めていくというのは非常に重要だと思います。

これまで取り組みされて、いろんな困難な局面、この業界は難しいなとか、いろいろ課題があつてなかなか事業承継が進まないとか、いろんなノウハウも蓄積されていると思うんです。お構わない範囲でそのあたりの内容、取り組まれてどうだったのかをお聞かせいただきたい。

◎岡林商工政策課長 今まで1番の課題だと思ったのは小規模事業者で、もう既に高齢で跡取りがいなくて、そういった方が既に事業をあきらめているというか、承継することを考えていない。先行きも不安なんで、もうやめていこうといった方が非常に多いとお聞きしています。そういったものを後に残していく。従業員の雇用とかを守るために、また地域でなくなったら困るお店なんかもありますんで、そういった方の事業を引き継いでいかせようという気持ちにさせるのが非常に大事だということで、今、金融機関とか商工会議所が中心になって、小規模事業者であっても引き継ぐことを考えてはどうかといった啓発に努めています。

それと、事業承継の小規模なものについては、これまで金融機関とかも、あまりもうけにならないんで一生懸命やってこなかった、啓発をしてこなかったということもありますけれども、ここにきまして、金融機関、商工会議所の方々も非常に協力的になっていただいています。小さい企業でも残していこうといった気持ちになってきていますんで、掘り起こし、事業承継させようという啓発を一生懸命やっています。それが今回、昨年度を上回る申請数につながっているものと考えています。もう一つ課題としましては、県内の事業承継を支援していく土業とかに、まだノウハウが少ないといったことがありますんで、土業がセミナーなんかを通じて、そのノウハウを持っていただく取り組みもあわせて行っ

ていきます。

◎武石委員 最後になります、民間企業の場合、年をとったからもうやめようかなってやめられる経営者は幸せなんですよね。やめたくてもやめられない。つまり、借入金もあってそれも返さないかとか。進むも地獄、戻るも地獄といいますか。そういったぎりぎりのところで経営されている方って結構多いと思うんですよ。そういうところでもやっぱり事業承継がうまくつながれば、のれんだって生きてくるし、大事なことだというのは冒頭申し上げたとおりなんですけれど。

その負債を抱えている状況をどう解消していくのかっていうのは、何か、ご経験とか、お耳にされたことがあれば教えていただきたいと思います。

◎岡林商工政策課長 詳細については余り聞いていないんですけども、実際負債があれば、もう事業承継をあきらめてたたむしかない。銀行、金融機関等が支援していただければ、残念ながら倒産、もしくは廃業、そういったケースにならざるを得ない。そうならないように経営指導員等が日々の活動の中で経営計画の策定支援等を行っていますけれども、余り負債が多いようであれば、もう残念な結果にならざるを得ない状況にあります。

◎武石委員 いや、ちょっと最後と言うたけれど、そういう答弁やったら、もう1回質問させてもらいたいけれど、今、民間企業経営というのは複式簿記でね、負債もありますわ。負債もあるけど資産もあると。それでバランスをとって経営するのが民間の経営なんですよ。

だから今おっしゃったように、負債があつたらそらいきませんわちゅうのは、ちょっとスキームとしては解せない。負債があつてもちゃんとした健全経営がこれから10年20年30年できていくんやったら、このぐらいの負債は、これだけの資産があつたら返せるよというのが民間経営ですわね。

◎岡林商工政策課長 言葉が足りませんでした。経営の負債があるからということじゃなくて、その経営でも建て直しがきかないような場合は、そういうケースがあるということでは負債があるからという意味ではございません。

◎武石委員 これを最後にします。負債があつてもちゃんとした建て直しができると思えば、それは事業継承すると、こういうことですかね。

◎近藤商工労働部長 補足で。いろんなケースがあると思うんですけども、息子さんなり親族が継承する場合。それから継承者がいないけれども、ほかの方がM&Aのような形で事業を買収して、雇用を維持し事業を続けられる場合。それから、どうしても事業計画、経営計画を立ててもなかなか厳しいという場合には、再生を支援していくようなプログラムもございますので、いわゆる事業承継あるいはM&A、それから再生支援、そういったいろんなパターンで支援ができるようになっていきますので、金融機関等と連携しながらそこを取り組んでまいります。

◎**依光委員** 大学生の県内就職の支援ということで、本当に必要性が高まっている。ただすごく難しいことだと。このデータの中で学生の志向というのがあって、大手企業の割合が42.9%から54.5%と大手志向が強くなっているのと、今、県を上げて一生懸命やっているのに、Uターンの就職希望率が49.1%から33.8%と。この非常に状況が悪い中で、高知県企業の魅力を発信するということですが、そういう意味で言うたら、相当、力も必要やと思うんですけど、この学生への魅力発信の専門家はどういう方なんですか。

◎**岡林商工政策課長** 今考えていますのが、大手の就職支援サイト、そういう会社の方にお問い合わせしようと考えています。いろいろ採用動画を作成したり、インターンシップのセミナーを行ったり、そういったことを事業としている方です。

◎**依光委員** その方に力を借りて、ぜひ、大学生にPRしてもらいたいのと。

ここから自分の考え方なんですけれど、さっきのデータで大手志向がふえている。あるいはUターンが少なくなっているというのは、大学生自体が物すごく働き方について、例えば、休みが欲しい、有休がとれる、そういう企業はやっぱり大手企業みたいな選択じゃないかなと自分は思っていて。そうであるならば、そのPRは当然、技術力をPRしたりとか、いろいろな将来性があるとかを伝えることがメインになろうかと思うんですけど、実際本音ベースで大学生が何を知りたいかと言ったら、結局休みがとれるとか、そういうところのほうだと思うし、例えば、高知県に就職したらアウトドアの趣味もやりながら生き生きと働いている人がおるよとか。

だから、今ITコンテンツとかで田舎で働いている人が、まさにそういう形で、アフターファイブも総合的に判断して、やっぱり高知がいいよねということできている部分もあるので、インターンシップというのは、やっぱり働いている人と接してもらうことで、高知で働いている人って結構カッコいいなど。都会でこういうインターンシップを言うたら、疲れた人ばかりやったら高知がいいなっていう評価になるかもしれないんで、正攻法で企業PRを映像として出すというよりは、本音ベースで何か生き方みたいなところをPRしてもらいたいと感じますんで、ちょっと趣旨が違うかもしれないけれども、そういうところも頭において。

それと、これ全体として考えんといかんことやと思うんで、そういうところも含めてぜひやっていただきたいと思います。要請です。

◎**金岡委員** これは平成32年卒を目指してということですか。

◎**岡林商工政策課長** 来年3月を目指したいんですけど、結果が出るのが恐らく、早い時期で平成32年3月卒ぐらい、きいてくるのはそのぐらいからになると思います。

◎**金岡委員** というのは、恐らく大企業は10月1日が内定式ということでもう終わっていますよね。ですから、今からやってもこれはもう平成31年じゃなく平成32年卒という形にしかならんと思います。

もう1点。その中でやはり内定はたくさん出ると思うんです、今の学生。それでどうやって選んでもらうかになろうかと思しますので、その中でリクルーター、各企業、大手企業は持っていて、各学生のところを訪問して引き抜いておるみたいな形になっておるわけですね。そういうものを支援するとかは考えてないんですか。

◎岡林商工政策課長 あくまでもインターンシップを通じてやっていく。また企業のPR動画なんかで魅力を伝えていく。リクルーターで直接引き抜いていくことを支援していくということは、今回の事業では考えておりません。

◎金岡委員 もちろんなかなか考えにくいところだと思いますけれども、現実的には、多分いっぱい内定が出ますので、そこから取り合いみたいな形になると思います。そこを充実したところが順番に引き抜いていく。内定入社させていくという形になろうかと思しますので、そこもやっぱり考える必要があるんじゃないでしょうか。もう1度お願いします。

◎岡林商工政策課長 今の時点では、はっきり言い切ることはできませんけれども、どういうやり方があるかちょっと考えてみたいと思います。

◎近藤商工労働部長 補足をさせてください。リクルーターと言いますか、今配置をしようとしているコーディネーターが、学生と大学の間に立ってこまめにインターンシップ後もフォローアップして、何とかつなげていこうという活動をいたしますので、リクルーターと同じような、ずばりという形じゃないかもしれませんが、一定学生をこちらへ気持ちを向かす、そういった活動はしていきたいと思えます。

それと、やはり都市部の企業と比べますと賃金体系でありますとか、そういった就業条件でいうと、どうしても不利な側面がございますので、手前の御発言がありましたように、高知県の住むことの魅力、そういったものも移住促進・人材確保センターと連携して配信をしていくように取り組んでいますし、やはり学生の中には、経営者の考え方を聞いて、この会社いいなって思ったという声もたくさんございますので、経営者の熱意とあわせて高知で住むことの魅力、そういったものをあわせて伝えていきたいと考えています。

◎金岡委員 私の経験から言えば、息子も就職したんですけれども、どこを決め手にしているかという、親から見ればここへ就職したらいいのになあという思いがあるようなところもたくさんありました。全部いきませんでした。それで選んだのはどこかという、1番熱心に誘っていただいたところへ行きました。そういうことがありますので、そうしたことも考慮してやっていただきたいと思えます。

◎中根委員 新たに配置されるコーディネーター2名ですけれども、大阪事務所、東京事務所にも窓口、県の聞き取り調査もいろいろやる。拠点はどこに置かれるようになるんですか。

◎岡林商工政策課長 商工政策課内に配置します。大阪、東京の窓口は、移住促進・人材確保センターの職員が今配置になっていますので、その方々と連携して行ってまいります

し、東京事務所、大阪事務所の職員の協力も得ることで話が進んでいます。

◎中根委員 コーディネーターの方の身分はどんなになるんですか。

◎岡林商工政策課長 派遣職員ということになります。将来的には、この事業は長く続くと思いますので、検討させていただきたいと考えています。

◎中根委員 今、補正予算の段階で派遣職員の話が出てきているけれども、いつの時点から業務をやっていただくことになるんですか。

◎岡林商工政策課長 予算が通りましたら速やかに事業にかかりたいと思っていますけれども、今、そういった方を探している状況になります。

◎中根委員 高知県の企業の熱意を県もしっかり酌み取って、大学生、就職希望の方に結びつけていくのは、すごく大事だけれども大変難しい仕事だなと思います。それで、先ほど金岡委員が熱心にコンタクトを取ってくださった会社に行ったと言われてましたけれど、やっぱりそういう熱心さプラス魅力、それから賃金も都会に比べたら随分と安いですから、そこのところも越えるような、何かアピール力、そればかりじゃないと思うんですけど、そういうことも視野に入れて多分コーディネーターの方も頑張ってくださいようになる。そうしなければならぬと思いますけれども、学生たちへの心の届け方とか、それを動画でどう示すかは本当に難しく大変だなあと。だから2名に任すわけではないでしょうけれども、ところどころで検証しながらやっていくしかないかなと思いますが、そのあたりの検証の仕方はどうですか。

◎岡林商工政策課長 例えば、先ほどお話に出ました動画の作成、そういったものも全てコーディネーターが行っていくのではなくて、専門的な知識が要る部分については、大手就職支援会社の方のセミナーとか、個別支援、そういったものも活用しながら、専門家の意見やアドバイスを聞きながら進めていくように考えています。

◎桑名委員 学生の志向が今大企業に向いているということなんですけれども、もう一つ、多様化もしていると思うんですよね。そこのところも一つチャンスがあると思うし、高知には大企業というのはないわけで、中小企業があり零細企業があり、これから事業承継もしていかなくちゃいけない商店的な企業もあるんですけれども。そういう学生たちの多様性、実は会社員じゃなくても、ちっちゃいところでもおれは社長として将来やっていきたいという子供たちの掘り起こしというの、ある意味、力を入れてもらいたいと思います。

その中で、この事業承継もそうなんですけれども、事業承継も行き詰まってきたら、これはもう学生がいきなり入ってきたって立て直すのは難しく、M&Aとかどこかに頼らなくちゃいけないんでしょうけれども。事業承継を将来考えているところに、うちの会社にきたら将来、10年20年したら、この会社をお前に譲るけれども頑張ってみないかというような、事業承継に至るまでの、もうこっちもさっちも行かなくなると、この会社どうしようかじゃなくて、でも10年20年先にはそうなるというところと学生たちをマッチン

グさせて、将来の幹部候補として、この会社を承継してもらいたいという、そういった視点も必要じゃないかなとは思いますが、ですから、県内の就職支援対策の中に、事業承継、将来なるというものも入れていかないと、両方ともが別々の中でやっていたらいけないのかなと思います。

御所見があればお願いします。

◎岡林商工政策課長 資料の1番右下に、3事業引き継ぎ支援センターと書いていますけれども、先ほど桑名委員が言われたような視点も持ちあわせて情報共有をしながら、取り組んでいきたいと考えています。

◎桑名委員 ぜひお願いしたいと思います。

◎中内委員 ちょっと数字を追わえて悪いけど、県外、県出身の大学生今何人います。

◎近藤商工労働部長 高知県の高校を卒業する生徒が毎年6,000名程度いる中で、大学へ進学する生徒は大体2,400名です。そのうち、県内の大学に進学する生徒が500名程度。県外の大学に行く生徒が1,900から2,000名弱です。

◎中内委員 東京と大阪とでわかりますか。

◎岡林商工政策課長 関東が大体500人ぐらい、関西が700人、中国が300人、四国は400人、そのほかが100人ぐらいの割合で毎年出て行っています。

◎中内委員 これで何人ぐらいとろうとしちゅうがですか。

◎岡林商工政策課長 外に出て行かれた方で、当課が把握している県内に帰ってきている割合は、直近の数字で16.4%、大体320人です。産業振興計画の目標は、それを30%に引き上げていきたいということになっていますので、約600人には高知県内に帰ってきていただきたいというのが当面の目標です。

◎中内委員 それはなかなか大変な数字ですよ。追わせるのは口で言うのはしやすいけれど。これは地道にやらんといかん。気の長い話になると思うけど、じっくり腰を落ち着けてやってください。

◎西内委員長 経団連が確か就活ルールの廃止とか、大企業がますます人材の囲い込みに走る時代になっていくと思うので、高知県としても、独特のものをアピールする動画をしっかりつくってやっていかないと、この数字が下がらないという懸念もあると思いますので、しっかりとやっていただければと思います。

以上で、質疑を終わります。

〈産業創造課〉

◎西内委員長 次に、産業創造課の説明を求めます。

◎有澤産業創造課長 当課の9月補正予算について、御説明をします。資料No.②議案説明書の31ページをお開きください。

右側の説明欄にあるIT・コンテンツ産業振興費について、964万6,000円の増額補正

をお願いするものです。補正予算の内容については、議案補足説明資料、赤色のインデックス産業創造課の2ページをご覧ください。

I T・コンテンツ関連企業の集積を促進し、若者の雇用創出と県内への定着を図ることを目指して、企業誘致活動や人材の育成確保の取り組みを推進をしてきた結果、これまでの累計で17件の立地が実現をしています。こうした立地企業はもちろんですが、既存の県内I T企業などの人材ニーズに適切に対応をするため、また、新たな企業を誘致するためにも人材の確保が重要になってきています。このため、人材の育成確保の取り組みを抜本的に充実強化するとして、今年度新たにI T・コンテンツアカデミーを開設しています。4月以降、プログラミングを中心にさまざまな講座を実施してきた結果、これまでに1,200人を超える方に受講いただいたところです。

このI T・コンテンツアカデミーについては、多くの講座で定員を超える受講申し込みをいただいていますし、県内企業からも評価をいただいているところです。また、他県から問い合わせをいただくような状況もございまして、全国的にI T・コンテンツ人材の不足が指摘をされている中で、人材獲得競争は今後激しさを増していくことが見込まれています。このため、他県に先んじた施策の展開により、競争優位を確保していく、そういったことを目的に下半期以降、人材の育成・確保策のさらなる充実・強化を図りたいと考えています。

左下の囲みがI T・コンテンツアカデミーの全体像です。青色と黄緑色の網かけ部分の講座が下半期に充実強化をする講座でして、右側には概要をお示ししています。

まず、1番上の立地企業のオーダーメイドによる講座の拡充ですが、全体像の右側の中ほどにあるデジタルマーケティング人材育成講座です。これは、高知大学における公開講座として実施をするもので、講師となる立地企業の株式会社アイレップ、大手I T企業のグーグル株式会社と昨年度から続けてきました協議がこのたび整いましたので、実施をさせていただくものです。

次の、エキスパートコースの拡充については、全体像の中ほど右側にある県外版のエキスパートコースを新設するもので、新たにアプリ開発等人材育成講座運営費補助金を創設をしまして、首都圏等における人材育成と県内企業への就職及び本県への移住を一体的に推進をするものです。

具体的な補助金の仕組みが二つ目のダイヤに記載をしていますけれども、補助対象として指定をした県外のプログラミング等の講座の運営事業者が、受講終了後に本県企業に就職、または移住をした受講者に受講料等を返還をした場合、当該講座運営事業者に対して講座運営経費の一定額を補助するものです。対象講座については、首都圏のみならず関西地方などの講座も対象とすることで、関西地方の人材の確保も視野に入れて取り組みを進めていきたいと考えています。

補助率は定額としていまして、納入された受講料等から、受講生の自己負担額を差し引いて受講生に返還された金額です。受講生の自己負担額は、県内版のエキスパートコースと同額の5万円としていまして、また1人当たりの上限額については、受講料等の相場を考慮して50万円としています。

次に、補助事業の流れを下に記載をしています。まず、県内企業の皆さんの御意見を踏まえながら、一定の要件を満たす講座の運営事業者を補助対象として指定をします。特に一つ目のポツにあるとおり、県内企業への就職が可能なレベルの学習内容をいただける講座であること、ここが1番のポイントと考えています。次に、講座の運営事業者と連携して受講生を募集をする。そして、受講生に受講いただくことになります。受講決定の際には、本県の就職、移住欲をきちんと確認を行うこととしています。受講期間中には、首都圏ネットワーク交流会等の場で県内企業と受講生とのマッチングを行いますとともに、移住促進・人材確保センターと連携した移住サポートも推進をしています。

それから、県外大学生の県内就職促進策とも連携して、取り組んでまいりたいと考えているところです。受講終了後に、県内企業に就職等をした受講生に運営事業者から受講料等が返還されたことを要件として、補助金を交付させていただくということです。この制度により、県内の企業に就職、また本県に移住をした受講者の受講料の経済的負担を軽減して、県内における人材育成と人材確保を一体的に推進したいと考えています。

1番下のアドバンスコースの拡充については、定員の2倍を超える申し込みをいただきましたプログラミングキャンプを追加開催をするものでして、抽せんに漏れた中・高校生の受講機会を確保するとともに、1カ月間の研修等により、育成した大学生ITリーダーの知識技術のさらなるレベルアップを図ろうとするものです。さらなる人材育成の充実強化を図ることにより、人材の集積を進め、これを大きな本県の強みとして、企業立地につなげてまいりたいと考えています。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑に入ります。

◎武石委員 こうやって人材育成するというのはすごく大事なことだと思って評価をします。一方で、課長も私も一緒に、あるいは別々で東京を中心とするIT企業、スタートアップ企業の若い経営者なんかと交流をしていますけれど、やっぱり東京を中心にして活躍している彼らを見ると、決定的に足りないものがあるなと思うんですよ。東京がいいわけやないけれど、情報が集積しているし、しょっちゅう顔も合わせながら、スタートアップ企業の経営者同士が情報交換している。つまりプログラミングの力よりも、情報のアンテナを高くして、情報収集して何をするかテーマを決めるんですよね。特にスタートアップ企業なんか成功している原点じゃないですか。高知において、何を、どの部分をねらっていくのかという、そういう世界で動いている情報が入るのかどうか、東京なんかの

情報集積しているところと比べたら、どうしてもハンディキャップのあるところだと思うんですよね。だから、私は行ったことないけれど、シリコンバレーなんか当然そういう情報、人材が集積している。そんな中で次、自分が目指そうとするテーマが見えてくるといのが、確かにあるんだろうと思うんですね。

だから、東京は都会、高知は田舎とずっと言いよったらこれ何にもならん。情報過疎地の高知でそれをどう補っていくかということも必要だと思うんで、そういうメニューもどんどん入れていただく必要があるんじゃないか。つまり、プログラミングができるようになった、じゃあそれ、何やるかっていう一歩を踏み出す。どこに向いて踏み出すか、それがわかるような工夫というか、それについての課長の御所見を。

◎有澤産業創造課長 企業が集積をする、あるいは人材が集積をする、そのことが情報の集積にもつながっていくんだろうということが1点だと思っています。私どもも、人材、企業の集積だけではなくて、やはり情報の集積ということを取り組んでいく必要がございます。このIT・コンテンツアカデミーの中でも、例えば1番左下にございます、IT・コンテンツビジネス入門ということで、これは15回の講座やりましたけれども、それぞれ最先端のビジネスをやられている方とかをお呼びをする。あるいは、県内企業の御紹介もさせていただく講座ですけれども、そういった中で、県内における情報の共有といいますか、そういうこともやっていますし、別途IT・コンテンツビジネス企業研究会というのも私ども運営をしています。県内のIT・コンテンツ企業に会員になっていただいている組織ですけれども、その中で企業同士の情報交換をする。あるいは情報交換会に県内企業にもお越しをいただいて、最近のビジネストrendを御説明いただき意見交換をする。そういった場も別途、年に5回ほどやっています。

そういった中で、まずは企業の集積、人材の集積を進めることが1番かと思っていますけれども、そういう情報の集積に向けても、取り組みを進めていきたいと考えているところです。

◎武石委員 特に高知で必要な1次産業のIoT技術の導入というところでいくと、僕はスタートアップのチャンスがたくさんあると思うんですよ。そういう地元企業からは、高知県の課題はこうなんだということを東京なんかの連中と話をして、それを一緒になって課題解決するのを、また新たなビジネスにしてもらいたいと思いますので、それをよろしくお願いします。要請で終わってもいいけれど何かあったら言ってください。

◎有澤産業創造課長 IoT技術でありますとかIT技術を導入、こちらのほうも私ども取り組んでいますけれども、まず一つは高知県の産業として育てていきたいという思いが強くございまして、県内企業にIoTでありますとかITに取り組んでいただきたいということですが、案件によっては、県内だけではという案件もございます。そのときには県外企業の力もお借りをする。そういった中で、県内の企業の力をどんどん高めていく取り

組みも進めていきたいと考えています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎西内委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎戸田工業振興課長 平成30年度9月補正予算について説明をします。資料No.②議案説明書の32ページをごらんください。

平成30年8月に襲来した台風20号により、室戸市に立地している海洋深層水研究所におきまして、高波による被害により研究所棟及び実験棟のガラス窓や外壁、それから研究に使用している水槽が破損しました。このため、これらの被害に対応する経費として補正予算を計上しているものです。

建物の修繕については、建築課の緊急修繕により別途対応することにしておりまして、当課においては、破損した小型の水槽類や研究機器の修繕に要する経費として、あわせて需用費を343万1,000円、大型水槽の新規購入経費として備品購入費、557万3,000円を補正予算として計上しています。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎西内委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎土居企業立地課長 当課からは、提出議案であります1号議案の9月補正予算及びその他議案として、(仮称)南国日章工業団地造成事業関係で、高知県が当事者である和解の申し立てに対する議案について御説明します。

補正予算については、一般会計と特別会計がございますので、まずは一般会計から御説明します。今回、一般会計の補正予算は2点ございます。まず1点目は、企業立地に関して企業の設備投資等に対し補助を行います企業立地促進事業費補助金と、コールセンター等立地促進事業費補助金の債務負担行為の限度額の増額をお願いするものです。

この補助金については、企業が行う事業所の新設や増設の初期投資等に対し、新規雇用者数や投資額などの一定の補助要件を定め支援を行っているもので、立地が決定した企業の建設工事などの設備投資が複数年にわたる場合もあることや、コールセンター等立地促進事業費補助金では、最長5年間の運営経費に対する助成もあることから、現年予算と債務負担行為予算により対応しています。債務負担行為の限度額としまして、当年予算で15億円を承認いただいておりますが、本年度に入り、新たに事業所の新增設の計画が具体化される見込みとなりましたものに加えて、今後の企業進出の対応分を含め、33億726万

8,000円に変更することをお願いさせていただくものです。

このたびの増額の補正となりました内容について、議案補足説明資料の赤色のインデックス企業立地課をご覧ください。

平成30年度債務負担行為予算については、右上に記載しているとおり当初予算が15億円です。これに対しまして、既に債務負担行為を行っている企業5社分と、中央産業団地の分譲に伴い見込まれる立地企業対応分も含めた今後の執行が合わせて33億726万8,000円と見込まれており、今回、18億726万8,000円の増額補正をお願いするものです。なお、予算を実際に執行するに当たりましては、予算の現年化を行い支出することとなります。

ここで、既に債務負担行為を行っている企業の設備投資の状況を説明します。1のハジメ産業株式会社は、宿毛市の高知西南中核工業団地に平成19年に立地し、給湯器の部品や水洗部品などのプラスチック製品の製造を行っており、今回増産のため、敷地内に工場を建設し機械設備の増設を行います。これにより1億5,000万円の出荷額の増と、新規雇用15名が見込まれています。

2のみすまる加工株式会社は、香川県観音寺市に本社を置くみすまる産業株式会社が、香南市の香南工業団地に新法人であるみすまる加工株式会社を設立し、包装用プラスチックフィルムの製造を行うこととしており、先月末から工場の建設を着手、来年の春には一部操業を開始し、平成31年12月に本格的な操業開始となる予定です。先月の23日、24日には香南市において、会社説明会と面接会も開催しており、フル操業時には3億円の出荷額と30名の新規雇用が見込まれています。

3の技研製作所は、香南市赤岡町で無振動・無騒音での杭打ちを行う圧入機のサイレントパイラー等を製造する工場を増設するものです。これにより、約30億円の出荷額の増が見込まれ、新規雇用も12名が見込まれていますが、当社には最短3カ月のジョブローテーション制度があり、増設工場での勤続勤務が確認できないことから、雇用奨励金については対象外となっています。

4の有限会社野村煎豆加工店は、高知市大津の食品工業団地でビスケットや豆菓子の製造を行っています。主力商品のミレービスケットを増産するため、同団地内に新たに土地を取得し工場を建設するもので、12名の新規雇用と6億円程度の出荷額の増加が見込まれています。

5の丸三産業株式会社は、ルネサス高知工場を譲り受け、不織布やさらし綿、コットン製品の衛生材料などの製造を行うこととしています。詳細については、後ほど報告事項で御説明いたします。

この5社を合わせまして、フル操業時には出荷額は124億3,000万円、161名の新規雇用が見込まれています。各企業に対しましては、引き続き人材確保の支援などアフターフォローをしっかりと行い、早期にフル操業となりますよう支援してまいります。

そのほか、新たに進出が決定した企業について報告します。次のページをお願いします。

東京都千代田区に本社を置き、企業や官公庁の福利厚生業務を代行するサービスを全国で展開し、国内の8,500社以上の企業・団体、会員740万人以上の方に対して、宿泊施設や飲食店、レジャー施設、介護・育児サービス等の福利厚生サービスを提供しております株式会社ベネフィット・ワンが、宿毛市に各種書類や伝票の照合業務やデータ入力などを行うサテライトオフィスをことし12月に開設することとなりました。県では、県内の地域地域に事務系職場の企業誘致に取り組んでおり、今回、宿毛市にとりましては初となる事務系職場の誘致を実現することができ、先月の21日に知事立ち会いのもと、同社と宿毛市との間で進出協定を締結いたしました。

資料の3、1番下ですけれども本県進出の経緯と今後の予定を記載していますが、ことしの3月に、県に対してサテライトオフィスの設置に向けての情報提供の依頼があり、その後、4月に宿毛市と連携しまして、積極的な誘致活動を行った結果、実現したものです。今月の14日、15日に企業説明会、面接会を実施し、12月3日に操業開始の予定となっています。従業員は、立ち上げ時は県内新規雇用10名程度でスタートし、フル操業時には20名体制となる予定と聞いています。今後も四国地域で5カ所程度のサテライトオフィスを開設する予定とお聞きしていますので、県としてはしっかりとフォローすることにより、県内に第2、第3のサテライトオフィスの誘致につなげていきたいと考えています。

次に補正予算の2点目、(仮称)南国日章工業団地の造成事業に関連して、南国市が行う基盤整備に対して補助する工業団地開発関連事業費補助金について、債務負担行為の追加をお願いします。お手元の資料No.②議案説明書の34ページをお願いします。

当補助金は、南国市が団地造成と一体として行う道路整備などの関連事業に対しまして、市の負担額の2分の1を補助するものです。今回の補正予算の内容は、南国市が整備する市道及び管理道路の工事費、並びに市道に埋没されている水道管の移設補償に対する補助でございまして、合わせて2億5,057万5,000円を計上しています。

続きまして、平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算について御説明します。同じ資料の119ページをお願いします。また議案補足説明資料、赤色のインデックス企業立地課の5、6ページに、(仮称)南国日章工業団地の完成予想図と造成計画平面図を添付していますのであわせてごらんいただきたいと思います。119ページの右の説明欄にありますように、今回の補正予算は3点ございます。

一つ目は、工業団地造成事業費として、(仮称)南国日章工業団地に係る造成工事費の現年予算の増額、それと債務負担行為の追加をお願いします。(仮称)南国日章工業団地ですが、平成26年度に事業に着手し、開発面積は約16.1ヘクタール、分譲面積は約11.5ヘクタールを予定しており、平成32年度の工事完成を目指しています。現在、用地の取得率が面積ベースで99%に達しており、今回補正予算にて工事費を計上するものです。

工事については、2件の発注を予定しています。議案補足説明資料6ページの造成計画平面図で青の囲みで記載している導水路工事延長約356メートルについては、平成30、31年度の2カ年で、また導水路工事以外の本体造成工事については、平成31、32年度の2カ年での施行を予定しています。

補正予算としましては、資料No.②議案説明書の119ページの説明欄、工業団地造成事業費にありますように、平成30年度現年予算として8,400万円。次の120ページですけれども、債務負担行為として13億2,420万円を計上するものです。

119ページにお戻りください。二つ目の2地方債元利償還金は、高知中央産業団地造成事業で借り入れている地方債の繰上償還を行うためのものです。三つ目の3一般会計繰出金は、香南工業団地等の維持管理経費などのために、一般会計から借り入れている貸付金を分譲収入により返済するものです。

続きまして、資料No.③条例その他議案の26ページ、27ページをお願いします。

第15号及び第16号で、高知県が当事者である和解の申し立てに関する議案です。これは、南国市にて開発を進めています（仮称）南国日章工業団地におきまして、土地の登記が、土地の所在、面積、地目の表題部の表示があるものの、所有権に関する権利部分の表示がないため所有者が不明な土地が2筆ございました。それぞれ不在者財産管理人制度を利用して取得していますが、高知県名義に登記を行うためには、当該土地の所有権の保存登記を行う必要があります。そのため、高知県が土地の所有権を有する旨の和解調書が必要となることから、高知簡易裁判所に同旨の和解を申し立てることについて、議会の議決をお願いするものです。

以上で、企業立地課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 企業誘致、ほんとに成果を上げてきていて、丸三産業もほんとによかったと思っています。皆さんの努力のたまものと思います。ちょっと細かいですけど、ベネフィット・ワンについてお聞きしたいですけど、平成30年3月に問い合わせがあつて、4月の段階で宿毛市と一緒に行かれたということで、その事務系オフィスであれば、事務系のやれるところがあれば誘致も可能だと思うんですけど、そういう意味でいくと、宿毛市と一緒に行かれたということで何か企業のニーズがあつたのか、どういう経緯で宿毛市にという、そこら辺を教えてください。

◎土居企業立地課長 ベネフィット・ワンからは県内のどこという指定はございませんでした。私どもはベネフィット・ワンから3月に情報提供がありましたときに、県内の各市町村に物件情報があるのかなのかといったことで照会をいたしました。宿毛市から物件情報もございましたし、あと宿毛市は、ベネフィット・ワンのサテライトオフィスが愛南町、すぐ隣にあるということで、連携がとりやすいというのも一つありましたし、あと西

南中核工業団地がございますので企業誘致にすごく熱心である。また事務系についても前向きに検討しているということもございまして、有力な情報もあって宿毛市と4月に訪問したという経緯です。

◎**依光委員** 愛南町と近かったというところも決め手になったのかなと思います。そういう意味でいくと、事務系のオフィスというのは、例えばうちの地元とかでもあいているオフィス、生命保険会社がおらんってとか、そういう情報、空きオフィスを有効活用ということもあるんですが。

市町村によって、うちありますよって言えるところと言えんところで、やっぱりこういうチャンスがあったときにしっかりとヒットを打てるというか、そういう状況になっているところとなっていないところがあると思うんですけど、ある意味、工業団地みたいな世界で、事務系オフィスのオフィス情報みたいなのは結構集まっているものなんですか。そこら辺市町村の濃淡とか、いかがですか。

◎**土居企業立地課長** 現在、県内で高知市であるとか南国市であるとか、あと土佐市、四万十町、四万十市、今回宿毛市に事務系のオフィスができるようになりました。そういった市町村、既存の市町村についての情報は大体把握もしています。それ以外の市町村についても機会があれば照会をかけておりまして、今回のベネフィット・ワンの進出のときにも照会をかけて情報いただいている市町村もございますので、そういったところは今後、また活用していきたいとは思っています。

◎**武石委員** (仮称) 南国日章工業団地ですけど、ここは空港にも近いし、幹線道路にも面しているし、いい立地だと思うんです。いい立地だけに周辺に住宅が結構点在していますけれど、住民の皆さんへの説明は十分されていますか。

◎**土居企業立地課長** 今回、工事費に関しまして補正予算のお願いをしていますけれども、先月から地元地区6地区ございますが、順番に説明会を行っています。1番住宅の多いのが、この団地の東側に住宅が多いんですけども、そちらのほうも説明会を1度やりまして、今のところ御不満の声というのは上がっておりません。

◎**中内委員** 部長にお聞きをしたいのですが、企業立地をこういう小さいものの積み重ねやなしに、大きな視野に立ったものの考え方で、金は何百億円要るか知らんけど、1カ所に500人集めるとか1,000人集めるとか、大企業のような感じの構想を考えたことはありますか。

◎**近藤商工労働部長** 三菱とかカシオと言ったような時代に、大型の立地案件はあったわけですけども、その後、今度のルネサスの後をどうするかという問題でも、相当規模の大きいところにも当たりました。ただ苦戦してきたのは事実です。今そういった大規模なものをあきらめているかということ、そういうわけではないんですけども、今の工業団地の規模感にということもありますし、一つは、製造業だけじゃなくて、事務系オフィス、

それからIT・コンテンツ系の企業の誘致、それから農業とか1次産業クラスターに関係するような企業の誘致とか、バラエティーに富んだ誘致の方法で今取り組んでおまして、特に大きな、超大型の工場を誘致するというのを特化したような取り組みは、今はやっておりません。

◎中内委員 人口移住をようやっとなるように思いますけれどね、それはそれでえいと思えますけれど、やはり人口をふやすには、企業がなければ人は集まらんですよ。それは、こんまい寄せ集めで今やっておるけれど、そういうことじゃ、やっぱり高知県の名が廃ると思いますので、やはり大きなものを構えて、そういった就職先を当てにするとかいうような考え方を、今後持ってもらって、一つ課の中で、こういう発想のできるチームをつくってもらいたいと思いますが、どうですかね。

◎近藤商工労働部長 全国的なアンケート調査等に基づいて、立地のニーズ等は把握しているんですけど、そういうこととは別に、関東でも高知県人会とか県出身の方が大きな企業の役員をやられていたり、そういうパイプはとても大切におつき合いをしていますので、そういったところからキャッチできる情報があれば、そういうところにも食いついて取り組んでいきたいと思えます。

◎中内委員 情報があればじゃないですよ、こちらから探さないかんです。やっぱりね、それは部長らに聞いたら皆そういうことを言います、今までの部長も。やはりそうじゃなしに、おらがやっちゃうという気持ちを持たんといかんですわね。

◎近藤商工労働部長 大きな投資案件も情報収集してまいりますので、チャンスがあればそれは突っ込んでまいります。

◎中内委員 一生懸命頑張ってください。

◎中根委員 企業への初期投資の額が当初の倍以上になっていくと。これは頑張られている成果でもあると思うんですけども、どんどんとふえる具合ですよ、倍以上になっていくという、これについての認識をどんなに持ったらいいのか。いやよかったね、たくさん来てくれるのか。そこのあたりがちょっと不安なんですけれども、よかったねでいい感じですかね。

◎土居企業立地課長 今回の資料で5社プラスその下に、立地企業対応分12社予定ということで、この5社以外にも12社予定はしています。この12社も、それぞれ雇用でありますとか出荷額でありますとか、そういったことでこれからどんどんふえて、県内にとってふえていくことになると思えますので、よかったなということでもいいと思えます。

◎中根委員 その12社を加えたら、予算的にどのあたりまで伸びると考えられていますか。

◎土居企業立地課長 予算的にはこの12社の分も含めて、今回の増額の形になっています。

◎中根委員 それと、ここに雇用奨励金なども積んでいるわけですけど、この161名というのは潤沢に雇用される状況なのかどうか、そこはどうですか。

◎土居企業立地課長 現在この資料のほうにありますのが、立ち上げ時に60名、フル操業時に161名となっています。雇用奨励金は、最大で雇用1人当たり100万円という形で現在、補助していますけれども、それぞれ企業が必要だからと、その事業のために必要な数ということで計上しています。

◎中根委員 それはそうなんですけれど、例えば地元で20人雇用となったときに、応募者がすぐに集まっている状況なのかを知りたかったんですが。

◎土居企業立地課長 企業の採用活動、説明会、面接会をするときに、以前に比べて少し集まりづらいところがございますけれども、ハローワークでありますとか地元の市町村、それと私どもが連携しまして、そういった募集関係については十分広報しながら集めています。

◎桑名委員 日章の工業団地ありがたいことです。これが完成して一宮のほうもやっているとと思うんですけれども、まだまだ高知県の場合は工業団地の必要性があるのか、企業のニーズとあわせてどんな状況になっているのか。

◎土居企業立地課長 南海トラフ地震のことを考えますと、津波浸水区域から移転したいという企業数が多くございまして、先日、分譲を行いました一宮中央産業団地、そして、（仮称）南国日章工業団地、さらには中央産業団地の隣接のほう、今年度から開発していきますけれども、まだまだその面積ではニーズに十分お応えはできない。BCP対応だけではなくて、企業の業績が好調という関係もありますので、事業拡張していく、工場を広げていきたいという希望の声も多く聞いています。

それとまた私どものほうでは、県外からの企業誘致をするための土地というのも、当然ながら必要になってきますので、まだまだこれから団地開発を続けていきたいと思っています。

◎桑名委員 どんどんまたこれも続けていってもらいたいんですが、今回もこれ多分ものづくり系の工場だと思うんですけれど、自分たちが結構言われるのは、倉庫ですね、それこそBCP、要は預かったものを、今のままだったら浸水区域にあるんで、どこか倉庫で移りたいというだけども、こういった中には入ってこれないわけですよ。ですから、ものづくりの団地も必要だと思うんですけれども、そういった倉庫系とかターミナル系の団地も要望が結構あるんで、これから考えていただきたいなと思います。

◎土居企業立地課長 南国日章工業団地については、この開発に当たりまして地区計画、都市計画法の手続をとっています。地区計画上は製造業及びそれに付随する運輸業という形で、製造業以外も入れる形にしています。ただ、今委員からお話ありました倉庫業についてはそれが該当するかどうか。また、地元南国市とも協議もしていきたいと思っておりますし、今後、将来的にそういったことも検討の一つに加えていきたいと思っております。

◎西内委員長 1点だけ教えていただきたいんですが、1ページ目の5社出てくるという

中で1番と2番、プラスチック関係の企業ということですが、これは、フル操業時の出荷額が非常に低い割に投下資本額が大きいなと思って、やっぱり利益率がそれだけ高いということなんでしょうか。

◎土居企業立地課長 利益率は高いようには聞いています。

◎西内委員長 特に2番のみすまる加工なんか10億円以上投下して、年間利益率、1割だとすると3,000万円位なんで。30年ぐらいの回収を図らないかんで、こういう投資があるのかなっていうのは、ちょっと疑問に感じたんで聞かせていただきましたけれど。

◎土居企業立地課長 みすまる産業については、香南工業団地の土地の取得費も入っております、その分、税額とか固定資産のほうも大きくなっています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎西内委員長 次に、雇用労働政策課について行います。

◎溝淵雇用労働政策課長 当課から条例その他議案1件について提出をしています。資料No.③条例その他議案の9ページをお願いします。

第10号高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案です。この条例議案は、ことし発生した7月豪雨及び北海道胆振東部地震の被災者の方が、県立高等学校などに入学し、また転入学する場合について、入学の手数料及び入学金、または入校手数料及び入校料を徴収しないこととするとともに、今後同様の大規模災害が発生した場合などに、必要があると認めるときは、当該災害の被災者の入学手数料等の全部または一部を免除することができるよう改正するものです。

この条例議案のうち、当課が所管します第2条高知県高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をします。資料No.④条例その他の29ページをご覧ください。

この新旧対照表の右側が現行の条例の抜粋、左側が改正後の条例の抜粋となっております。今回は第6条及び附則を改正するものです。

高等技術学校については、第2条にありますように入校手数料、いわゆる受験料ですが、2,200円。また、第3条にありますように入校料、いわゆる入学金ですが、5,650円と定めております。第6条のほうで授業料等の減免について、これまで授業料及び受講料を対象にしておりましたが、このたびの改正によりまして、入校手数料と入校料を追加いたしまして、今後想定されます南海トラフ地震等の大規模災害時においても、機動的に被災者を支援することができるよう、免除規定を設けるものです。

また、先般の7月豪雨及び北海道胆振東部地震の被害の甚大さを鑑み、次の30ページ左の欄の附則第8号、及び第9号にありますとおり、特例措置としまして、災害救助法が適用された市町村の区域に、住所または居所を有している被災者の方々が、今後高等技術学

校に入校しようとするときには、これまで東日本大震災、熊本地震について附則改正をしてきたところですが、これらと同様に手数料を徴収しないこととするよう附則を追加しようとするものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、7月豪雨に伴います特例措置に係る改正規定については、7月豪雨の発生日であります本年6月28日、北海道胆振東部地震に伴います特例措置に係る改正規定については、9月6日から適用することとしております。

以上で、条例議案の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて、商工労働部より3件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

〈商工政策課〉

◎西内委員長 最初に第3期産業振興計画 Ver. 3の取組状況等について、商工政策課の説明を求めます。

◎岡林商工政策課長 それでは、報告事項、赤色のインデックス商工政策課の1ページをお開きください。

高知県産業振興計画、商工分野の平成30年度の上半期の進捗状況等について御説明いたします。今回、御説明させていただく内容については、9月10日に開催されました第1回商工業部会の概要を取りまとめたものです。

まず、上半期の進捗状況等について説明します。

資料1番上の記載にありますように、商工業分野では製造品出荷額等の増加に向けて、五つの戦略の柱に基づき、地産のさらなる強化と外商のさらなる拡大、さらに、その成果を拡大再生産へつなげる取り組みを進めており、おおむね順調に進んでおります。製造品出荷額等については、直近の工業統計調査によると、平成28年は5,678億円余りとなっており、平成28年の目標としていた5,600億円を達成しております。平成31年の6,000億円の目標に向けて、これからも着実に取り組みを進めてまいります。

それでは、五つの柱について、特に動きのあった取り組みについて、ピックアップして説明をします。

まず、1持続的な拡大再生産の好循環に向けた事業者の戦略策定の③働き方改革については、4月に産業振興センター内に働き方改革推進支援センターを開設して、社労士によ

るワンストップ相談や企業訪問、市町村商工会等で働き方改革セミナーや、出張相談会を通じた支援を実施しております。取り組みに当たりましては、①、②に記載しております産業振興センターや商工会、商工会議所が行っている事業戦略や、経営計画の策定実行支援を通じた生産性向上などの企業の経営基盤の強化と両輪で進めているところです。働き方改革推進支援センターでは、企業の就業規則などの規定整備や休日の増加など、人手不足対策につながるような具体的な相談もふえてきています。

働き方改革は、各産業分野の事業戦略づくりの施策とも密接につながることから、庁内での連携、情報共有を行うとともに、労働局や労使団体などが参加する高知県働き方改革推進会議の活動をより実践的なものとして、官民一体となって推進してまいります。

次に、二つ目の柱であります2 絶え間ないものづくりへの挑戦の①ですが、事業者の生産性向上に向けて、製品開発から生産性向上に向けた計画の策定、設備投資を促す国の補助金や金融機関の融資の実行までの一連の新たな仕組みによる支援を行っております。融資制度については、7月に利子補給制度の運用を開始し、8月末時点での承認件数は9件となっており、徐々に活用がふえてきているところです。下半期についても、引き続き、金融機関や支援機関、業界団体などの御協力もいただきながら案件の掘り起こしに努めてまいります。

③の防災関連産業の振興については、防災関連製品に携わる企業などの掘り起こしを行い、交流会の開催や、県外見本市への出展支援などの取り組みを進めてきた結果、8月末現在での防災関連産業交流会の参加者数は184社、防災関連登録製品は5製品を新たに認定し、累計で137製品となっております。今後は、災害現場の潜在化されているニーズを掘り起こし、県内事業者からの提案によってユーザーの気づきを促す価値提案型の商品開発や営業活動の強化を図るため、全市町村訪問によるニーズ把握や地域での商談機会の提供に取り組んでまいります。また、現在実施している市場調査の結果を踏まえ、外商戦略の強化を図ってまいります。

2 ページをお開きください。三つ目の柱であります外商の加速化と海外展開の促進については、県外見本市への出展を継続しながら、東京でのミニ展示商談会の開催をふやしたほか、新たに大阪、名古屋にもエリアを拡大して開催しております。特に防災関連については、大手商社のほか、地方自治体に入札権を持つ地域商社との連携強化を図っております。また、海外展開においては、台湾やタイでの見本市への出展や中国やアメリカへの同行営業などを実施しております。

これらにより、国内外の外商成果額は約24億5,000万円と昨年同時期の約20億4,000万円と比較して1.2倍となっており、外商実績があった企業数は108社で、昨年同期の97社から成果額と同様、増加しております。今後も引き続き、外商支援を実施してまいります。

次に、四つ目の柱であります4企業立地や起業の促進の①のIT・コンテンツ関連産業については、先ほど産業創造課長が御説明したとおり、IT・コンテンツ関連企業の立地やIT・コンテンツアカデミーの取り組みが順調に進んでいる中、今後の人材獲得競争の激化をにらみ、他県に先んじた施策の展開により、競争優位を確保するため下半期以降の人材育成・確保施策の充実を図ることとしております。

②の製造業の企業立地については、本年度上半期に食料品製造業1件の企業立地が実現しております。今後もターゲット企業の掘り起こしの取り組みや、好循環を促進するための人材確保等の支援を行うなど、立ち上げ時だけでなく、立地後も手厚い支援を実施することで、さらなる企業立地を促進していきます。

次に、五つ目の柱であります産業人材の育成・確保の①新規大卒者の県内就職促進については、先ほど説明させていただきましたように、取り組みを進めているものの、売り手市場の中、セミナーの参加者が少ないなどのことから、県内企業の魅力が学生に十分に伝わっていないため、県内就職への関心が薄い状況にあることから、下半期におきましては、就職につながりやすいとされるインターンシップの拡大など、取り組みを強化してまいります。

最後に、専門部会での主な評価と意見ですが、商工業部会では、上半期の取り組みはおおむね順調に進んでいるとの評価をいただきました。また、部会委員からは、働き方改革については、成功事例のあるべき姿として示す必要があるのではないか。他県の金融機関が積極的に県内の融資に出てきているので、地域連絡会議などでしっかりと県内金融機関と連携していくべき。商業サービス業は、就業人口が多いため、一度厳しい実態を浮かび上がらせて議論をする必要があるのではないか。大学内の就職ガイダンスにも学生が集まらないような状況。インターンシップで企業のことを知ってもらうのは、学生にとってよい機会になる。中学生から地元の企業知ってもらうことが重要。各業界が、自分の会社を若い人に知ってもらう取り組みを進めていくべき。インバウンドを見据えた商店街のキャッシュレス化など具体性・即効性のある取り組みを大いに支援すべき。などの意見をちょうだいいたしました。いただきました御意見を踏まえ、下半期、また来年度に向けてバージョンアップや見直しについて検討を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎西内委員長 次に、高知中央産業団地の分譲について、ルネサス高知工場の譲渡先の決定について、あわせて企業立地課の説明を求めます。

◎土居企業立地課長 まず、6月議会で県有財産処分に関する議案を提出し、議決をいただきました高知中央産業団地の分譲状況について御報告します。報告事項、赤色のインデックス企業立地課のページをお願いします。

資料の右下にスケジュールのことを書いておりますけれども、高知中央産業団地の分譲については、7月17日から8月21日の間、新聞やホームページなどを通じて公募を行い、3社から申し込みがありました。分譲申し込みがあった3社については、9月3日に分譲候補者を選定する立地企業選定委員会を開催し、現在、売買契約に向けた調整を行っており、11月上旬に契約及び引き渡しを予定しているところです。今回の公募により高知中央産業団地の3区画が完売となる予定であります。

次、続きまして、ルネサス高知工場譲渡先の決定について御報告します。先ほどお配りいたしました資料をお願いいたします。

本年5月31日をもって閉鎖したルネサス子会社の高知工場については、これまでに本委員会におきまして、ルネサス社に対し承継先確保の要請を行っていただくなど、大変お世話になりました。このたび、愛媛県に本社を置く丸三産業株式会社への譲渡が決定いたしました。

資料の3ページにルネサス社が公表したものを、4ページ目に丸三産業が公表したものを添付しておりますが、9月28日にルネサス社と丸三産業で譲渡契約が締結され、本日9時から県庁第1応接室で知事立ち会いのもと、丸三産業と香南市が進出協定の締結を行ったところです。

資料の1ページ目をお願いします。丸三産業は原綿の輸入からさらし綿製造や不織布製造、加工品製造までの生産を一貫して行っている繊維メーカーで、コットンを中心とした医療衛生品等の原料製造では国内シェアの90%を超え、コットン製品の製造及び販売においても国内業界No.1のメーカーです。

2ページ目をお願いします。このたびの進出に至りました経緯です。県と丸三産業は、平成26年6月に香南市に立地する大三株式会社が、丸三産業の100%子会社となったことを契機として関係を深めていき、これまで業界動向等の情報収集及び県の施策等の情報提供を行ってまいりました。ルネサス高知工場の譲渡先について、県が独自に行っている取り組みの中で、多様な業種へとターゲットを拡大していく中、昨年6月、県は丸三産業の菊池社長と面談し、ルネサス高知工場の概要等を説明するとともに、活用について打診を行い、合わせて活用する場合の県の支援制度等を紹介いたしました。

一方、丸三産業においては、昨年来から海外を含めた取引先からの引き合いが増加傾向となる中、市場の多様なニーズにこたえるため設備投資について検討がなされ、本年4月に丸三産業がルネサス高知工場に高い関心をお持ちであるとの情報を入手し、高知工場の視察を提案するとともに、ルネサス社に紹介し、ルネサス社との本格的な交渉を経て、今

回の譲渡が実現いたしました。

今回の進出計画の概要を御説明いたしますので、資料の1ページ目にお戻りください。2の進出計画の概要の関係ですけれども、丸三産業の計画では第1期から第3期にかけて不織布製造、さらし綿製造、加工品製造を順次行っていくことで、約90人の雇用が予定されております。設備投資の総額は約35億円。製造品出荷額は約84億円を見込んでいますとお聞きしております。丸三産業の事業計画では、来年の6月に一部操業開始、また、1期計画及び2期計画の本格操業が2020年2月を予定しており、この事業計画が円滑に進みますよう、地元香南市とともに全力で支援してまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

ルネサスの跡地に関しては、商工労働部の皆さんが懸命に汗をかいていただいて企業誘致につながったと思います。それとあわせて、ルネサスの英断というものがあつたことをつけ加えさせていただきたいと思いますが、部長に一言、何かあれば。

◎近藤商工労働部長 この5月末に閉鎖に当たるという状況の中で着任をしまして、4月、5月はほとんどルネサスのことばかりやっておったような気がします。相当かかりこんでやっっていく中で、規模が大きくてなかなかお見合いもうまくいかない。こういう状況の中、設備投資のタイミングもちょうど合つて、こういったことが実現したのは本当にうれしく思います。

知事もコメントで申し上げておりましたけれども、鉛を背負つたような気持ちでずっとおつたのが、少し肩の荷がおりたというようなことで、非常にうれしいと同時に、これがスタートだと思っています。立地をした以降、高知へ来てよかつたと。高知で業績が伸びて本当によかつたと言ってもらえるように支援をしてまいりたいと思います。

◎中根委員 とてもいいお話のあとで申しわけありません。

ちょっと教えていただきたいのは、大三株式会社というのは工業用水なんかも利用していた会社ですよ。ということは、コットンなどということであれば、丸三産業も香南市の工業用水をいろいろ使つていただけるような会社ということでしょうか。

◎土居企業立地課長 丸三産業のほうでも、さらし綿の製造でありますとか不織布の製造に関して、水を使用するとお聞きをしております。今、丸三産業の計画では、最大日量4,000トンを使う見込みと聞いておまして、早くそれが実現するように精いっぱい支援してまいりたいと思っております。

◎野町副委員長 一つだけ、どこかで発表されているのかもしれませんが、丸三産業が新規雇用を全て、第3期まで行くと90人という話ですが、ルネサスのまだ就職が決まつておられない方もたしかこれぐらいの数字だつたと思うんです。業種が全く違うので、ルネサスを退職された方がどう判断するのはあるんでしょうけれども、この方々に当然働

きかけをして、就職をとというのが第1番の話なんだろうと思うんですけど、そこら辺は、まだこれからということになるのでしょうか。

◎土居企業立地課長 ルネサス高知工場の元従業員の方で、現在、県内に残って再就職を探していて、まだ就職が決まっていない方が今現在約60名いらっしゃいます。このルネサスの元従業員の方に対しては、高知労働局を中心に、県や香南市、関係機関で設置したルネサス高知工場雇用対策連絡会議というのがございますけれども、そちらにおける支援活動の中で、直接その方々個々に情報を提供していきまして、再就職となる選択肢を広げていただくということで、これから取り組んでまいります。

◎野町副委員長 ぜひそういう意味で大変な方々ですので、条件が合えば、優先的に雇用していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

◎依光委員 1点、議案にあがってないのですが、かまんですかね。

経営支援課の分で、業務概要でも聞いておった事務局長の設置に関する事です。今回上がってくるのかなと思つてたんですけど上がつてきていなかったんで、その方向性だけ、今わかる部分だけ、部長か課長かお聞きしておきたいですが。

◎中川副部長 その案件については、近々商工会の会長とお話をする形になろうかと思ひます。実際50%という率はクリアをされておるようですけど、その安定性の部分での確認をしていただければなと思ひます。

◎依光委員 安定性ということで商店街とか商店主、小さいところが中心で後継者の話も大変な中でやっておると。今、現実に事務局長を設置しておるんで、県のお金が入らんとこれが全部持ち出しというか、今借り入れをするかせんかみたいな話も聞いております。

香美市の地元のことで申しわけないですけど、合併したことが大きくて、昔の商工会が一つずつ、山田、香北、物部とあつて、例えば銀行、四国銀行であれば支店が1で入つておつたと。ただそれが合併したときに、3になるつていうところが見解の相違で1にしかならんということで減つたであるとか、あるいは、例えば歯医者とか、あとは商工業者ではなかつた福祉事業所とかも会費を払つて入つておつたのがそれも認められんかつたということで、ある意味、その見解の相違やつたと思ひます。例えが悪いかもしれんですけど、障害者雇用の中で見解の相違という話がありましたけれど、うちらも全くそういうような思ひがあつて、だから、当然ルール上はいかんことではあつたんでしょけれど、そういうこともあつての今回のことなので、納得がいく形で進めていただきたいと要請をしておきます。

◎西内委員長 以上で、商工労働部を終わります。

ここで委員の皆さまにお諮りいたします。少し早いですけれども、決算特別委員会の組織委員会等もございまして昼食のため休憩としたいと思ひます。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時46分～12時59分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

《農業振興部》

◎西内委員長 次に、農業振興部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項について総括説明をします。当部にかかわります議案は、平成30年度の一般会計補正予算に関する議案と条例その他議案2件です。お手元の資料No.②議案説明書の42ページをお願いします。

こちらに農業振興部補正予算総括表をお示ししています。今回の補正額は計の欄にあるとおり総額で30億4,866万8,000円の増額補正をお願いするものです。補正予算の計上課は、農地・担い手対策課、環境農業推進課、産地・流通支援課、畜産振興課、農業基盤課です。

まず、農地・担い手対策課については二つございます。一つ目は、平成30年7月豪雨による農業被害への支援です。これまで国費への上乗せ支援は、園芸用ハウスのみでしたが、今回の被害状況を踏まえて、農作業小屋などの農業用施設や農業用機械の被害に対しても、県が新たに上乗せする支援制度を創設することとし、必要となる予算を計上しております。

二つ目は、新規就農者の確保対策の強化といたしまして、新規就農者の経営初期の負担を軽減するため、農地の賃料を支援するとともに、本県はすぐれた園芸技術を有し、就農への環境が整っていることをPRするパンフレットを作成し、情報発信を強化する費用を計上しております。

次に、環境農業推進課については、施設園芸農業の飛躍的な発展を目指し、生産システムや省力化技術、流通システム技術などの研究開発のほか、研究や専門人材育成に向けたハウスの整備など、産学官の英知を集結した取り組みを支援する費用を計上しております。

次に、畜産振興課については、新食肉センターの整備に向けて本年7月に立ち上がりました、新食肉センター整備推進協議会が行う新センターの基本設計に要する経費の一部を補助するものです。

次に、農業基盤課については、市町村が実施する平成30年7月豪雨による農地等の災害復旧事業に要する経費の一部や、国からの割り当て内示の増に伴う、農業水利施設の長寿命化対策などの費用の追加です。

次に、繰越明許費について御説明いたします。該当するのは農業基盤課で、53ページをお願いします。

農業水路等長寿命化事業については、高知市高須地区など4地区の排水ポンプ場の長寿命化対策です。工事完成が翌年度になることが見込まれますことから、繰越明許費として計上しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。該当するのは、産地・流通支援課と農業基盤課で、47ページをごらんください。

産地・流通支援課については、平成30年7月豪雨により被災した果樹園地について、国事業の支援を受けられない農家を含め、改植や未収益期間の園地の維持に要する経費を支援する費用を計上するとともに、圃場整備に一定の期間を要することや苗木の定植の適切な時期を考慮して、債務負担行為の追加をお願いするものです。

続きまして、53ページの中程、農業基盤課ですが、四万十市利岡地区における区画整理について、来年9月のブロッコリーの播種に間に合わせるためには、竣工から逆算して、本年12月中には着工する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上が補正予算議案の概要です。詳細については、この後、各課長より御説明します。

続きまして、条例その他議案ですが、今回農業振興部からは2件の議案を提出しております。詳細については後ほど環境農業推進課長から御説明します。

続きまして、報告事項について御説明いたします。報告事項は2件です。

まず、第3期産業振興計画、農業分野の進捗状況等についてです。平成28年度からスタートいたしました第3期計画は本年度で3年目となります。引き続き、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指して、これまでの農業の拡大再生産に向けた取り組みを土台として、持続的な拡大再生産の好循環の創出に向けて、取り組みをさらに加速化しているところです。平成30年度上半期の進捗状況等については、後ほど農業政策課長から御報告します。

次に、国営緊急農地再編整備事業、高知南国地区についてです。計画にかかわる地権者の仮同意率を向上させるため、未同意の方に対して圃場整備のメリットや営農構想を説明するなど、理解と協力が得られるよう取り組んでまいりました結果、9月末の仮同意率は94.3%になりました。今後は、仮同意の取得状況を踏まえまして、国県市と地元関係者が連携して整備面積の見直しを行った上で、事業計画案の修正を行っていく見込みです。詳細については、後ほど国営農地整備推進監から御報告します。

次に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付をしております。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しています。

以上で私からの説明を終わります。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農地・担い手対策課〉

◎西内委員長 初めに、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎岡崎農地・担い手対策課長 当課の平成 30 年度補正予算案について御説明します。資料 No. ②議案説明書の 43 ページをごらんください。右の説明欄にあります被災農業経営体復旧緊急支援事業費補助金及び新規就農者農地確保等支援事業費補助金について、補正をお願いするものです。事業内容については、議案補足説明資料、赤色のインデックス農地・担い手対策課の 1 ページをお開きください。

初めに、被災農業経営体復旧緊急支援事業費補助金について御説明します。過去の災害では主に園芸用ハウスが被災していたため、被災ハウスの復旧などを対象とした県単事業は既に存在しますが、今回の豪雨では河川のはんらんなどにより、ハウス以外の農業用施設や農業用機械が倒壊や流出するなど、これまで見られなかった被害が多数発生しております。このため、被災した農業用施設や農業用機械を対象とした支援策がないことから、新たな事業を創設するための補正予算案として 1,666 万 7,000 円をお願いするものです。

次に、2 ページをお開きください。新規就農者農地確保等支援事業費補助金について御説明します。

農業分野の担い手確保については、年間新規就農者数 320 人を目指し、これまで、各種施策を講じてまいりました。この結果、平成 21 年度に 161 人だった新規就農者数は平成 28 年度には過去最高の 276 人となり、取り組みの成果が徐々にあらわれてきたものの、平成 29 年度は 265 人と前年度を下回る結果となりましたことから、目標達成に向けては、もう 1 段階施策を強化する必要があります。

このため、すぐれた園芸技術等を有し、就農に向けた環境が整っている本県の優位性の PR 強化を図っていくとともに、新規就農者の営農開始時の経営負担の軽減を図ってまいりたいと考えています。このため、補正予算案として 96 万 7,000 円をお願いするものです。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎西内委員長 続いて、環境農業推進課の説明を求めます。

◎岡林環境農業推進課長 当課に関連します平成 30 年 9 月補正予算案と、条例の改正案 2 件について御説明します。まず、平成 30 年 9 月補正予算案について御説明をします。資料 No. ②議案説明書の 45 ページをお願いします。右側の説明欄にございます Next 次世代型施設園芸農業推進事業費について 6 億 7,047 万円の計上をお願いするものです。

生産工程映像制作委託費 298 万 7,000 円は、篤農家の栽培技術を新規就農者など初めて農業に取り組む方でも速やかにマスターできるようにしていくために、主要野菜の農作業

や農作業労働の見える化を図ってまいります。篤農家の各生産工程ごとの農作業を映像化するための委託料となります。Next 次世代型施設園芸農業推進事業費補助金、6億2,886万3,000円は、県と共同研究を実施いたします高知大学、高知工科大学、高知県立大学に整備いたしますIoP研究用のハウス4棟、そして高付加価値化のための機能性成分と分析するための精密機械等の整備費用や各先生方の人件費などへの補助金となります。

事務費3,862万円は、Next 次世代の推進のためのフォーラムの開催のための経費や、農業技術センターに整備いたします人工気象測定装置や作物の生育を見える化していくためのカメラセンサーなどの整備費用を含む事務費となっております。

取り組みの詳細について、議案補足説明資料、赤色のインデックス環境農業推進課のページをお開きください。

本取り組みについては、6月議会の委員会の際に御説明しました、内閣府の地方創生関連予算の目玉となっている地方大学地域産業創生交付金を活用して取り組んでまいります。

まず、交付金についてですが、7月25日に申請いたしまして、この8月、9月に書面審査、現地審査、そして面接審査が実施されたところです。今ちょうど内示待ちの状況で、まだ日の詳細がわかりませんが、交付金が認められれば10月の中旬までに内示をいただくことになっています。内示をいただきますと、10月中下旬には、計画認定及び交付決定というスケジュールで速やかに取り組みをスタートさせたいと考えております。

何をするかですけれど、このポンチ絵を見ていただきたいと思います。今まで取り組んできました次世代型ハウスとか環境制御技術、大きな成果になってまいりまして、次世代型ハウスについては32.6ヘクタール、これが今年度中に40ヘクタールを超えて整備できる予定となっています。それから、環境制御技術が篤農家の今回、主要7品目を35%の農家に普及しますが、これが今年度43%まで普及できる見込みです。この大きな成果になってきました取り組みをさらに進化させて、より多くの農家に取り組んでいける取り組みにしていくということと、さらなる高収量・高品質などにつなげていく取り組みにしたいと思っています。県だけで行うのではなくて、高知大学、高知工科大学、高知県立大学と連携して、いろいろな企業も巻き込んで、新たな施設園芸産業の創出ができる取り組みに成長、発展させていきたいと思っています。

今年度については、これからの取り組みになりますので、この計画は10カ年で取り組んでいく予定ですが、まずその基盤整備といいますか、10カ年の研究がスムーズにいけますように、先ほど説明した高知大学や高知工科大学のハウスの整備や機能性成分などを分析できる精密機器の整備とか、そういうのをしっかり今年度行っていく計画になっています。

交付率は3分の2から4分の3を想定してまいりまして、総事業費で言いますと6億7,047万円の大型の補正予算になりますが、9月補正で計上させていただきたいと思います。

取り組みに関しましては、この絵の右下側にあるように、大きい次世代型のハウスばか

りを整備するものではなく、既存の農家に環境制御をさらに普及させて、所得向上につながる取り組みに育てていきたいと思っています。

続きまして、資料 No. ④ 条例その他の 2 ページをお開きください。高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案について説明いたします。平成 30 年 7 月豪雨及び 9 月 6 日に発生しました北海道胆振東部地震の被災者が、当課が所管しております高知県立農業大学校に入校される場合、入校手数料及び入校料を徴収しないこととするとともに、今後同様の大規模災害が発生した場合に、必要があると認めるときは当該災害の被災者の入校手数料等の、全部または一部を免除することができるようにするものです。

同じ資料の 32 ページをお開きください。高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の新旧対照表となっております。高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の第 7 条の見出し中、授業料及び受講料を入校手数料等に改めます。そして、同条中の授業料を入校手数料、入校料、授業料と改めることで、今後同様の大規模災害が発生した場合に、新たに入校手数料、入校料についても、全額または一部を免除することができるように定めるものであります。また、第 3 条に定めます入校手数料 2,200 円及び第 4 条に定めます入校料 5,650 円の納付を要しないことを新たに附則において定めるものです。

次の 33 ページをお願いします。今回の一部改正ですが、この条例に新たな附則第 7 項、平成 30 年 7 月豪雨に伴う特例措置及び附則第 8 項、平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う特例措置を設けまして、これらの災害により被災された方が、高知県立農業大学校に入校される場合、入校手数料及び入校料は納付を要しないように対応するものです。

それからもう 1 点、条例改正、高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案となります。3 ページにお戻りください。

住民基本台帳法の規定に基づきます都道府県知事保存の本人確認情報を利用することができる事務が示されています。この中には、農薬取締法の規定によります農薬販売者からの届け出業務に係る審査が含まれています。本年 6 月 15 日に、農薬取締法の一部を改正する法律が公布されまして、内容の変更があったことから、引用内容を変更するものです。

同じ資料の 56 ページをお開きください。別表第 1 の（第 2 条）関係について、新旧対照表のように改正いたします。

具体的には、農薬の販売業者から届け出業務に関する条項の番号の変更であり、内容についての変更はございません。

以上、環境農業課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 資料に労働の見える化、時間とわざというところがありますけど、具体的なことをお聞きしたいと思っています、例えばパック詰めみたいな、目に見えてスピードがわ

かるものと、この10年間にわたる長いやつで言うと、例えばハウスが二つあって、ニラをやっていますと。収量が同じくらいで、一つのハウスは労働投入量がこれくらいで、もう一つのハウスは労働投入量がこれくらいと。じゃあ、作業効率がどう違うのかというときに、作業が早いというよりは、例えば、水やりの回数とかにノウハウがあってというところなのか、パック詰めみたいなスピードのところで省力化を求めているのか、それとも、例えば1カ月か2カ月とかの作業効率で、同じ量を取るのにどれくらい時間が短くなるのか、どういう形で見られるのか。

◎岡林環境農業推進課長 生産から流通段階に至るまで、一応全ての生産工程管理について、工程ごとに洗い出しをしていこうと考えています。どういうことかという、例えば定植やったら1畝何分で篤農家はやっているのかとか。それから、誘引やったら糸吊り作業を何分で、どのようにやっているか。芽かきやったら1畝どれくらいでやっているのかとか、全部その工程の無駄とかを全部映像化していきたいと思います。

この事業は、ことしの取り組みで完結するのではなくて、まずことしは、篤農家のやっている作業をきっちり工程ごとに映像化していく作業をやります。次に、来年度以降になりますけれど、実際にその工程を何分でやっているとか、細かいデータどりもして、どう作業すればどれくらい効率化ができて、どれくらい省力になるのかを、集荷場もやっていますけれど、ハウスの現場の作業から集荷場の集出荷、パッキングの作業まで含めてトータルに洗い直して、機械化できるところはどこなのか。合理化によって改善できるのはどこなのか、工程ごとに洗い出しをして、全部データ化して見える化していこうと。それが残ることで、新しい方が、私はどれくらいの時間を目指してやればいいのかというマニュアルがつかれるような取り組みに育てていきたいと思っています。

◎依光委員 非常に手間がかかるとは思いますけれど、映像を撮るということをぜひやってください。自分がさっき言っていたのが工程の部分のノウハウと、あるいは篤農家というのは、何か聞いたら、野菜の声を聞いて声がしたときに水をやるんだみたいな。そうすると、多分水やりを3回やっていたのが2回で済んで、多分そこにノウハウがあると思っています。逆にそうすると、知的財産みたいな門外不出のものかもしれないので、その辺の切り分けで、作業効率は機械化で補えるところかもしれないけれど、ノウハウの、篤農家が持っている感性みたいな部分は、何か守っていただける長い取り組みやと思うので、ぜひ、そこは期待します。

◎岡林環境農業推進課長 先ほどの部分ですけれど、水やりの作物の声を聞くという部分が、今いろんなセンサーで実際に見える化できる。今までは土壤水分だけ図るようなセンサーしかなくて、あまり正確に図れるものではなかったんですけれど、水をやって、茎がキュッと、ほんとにその微少な茎の径とかを測れる装置とかもできています。それからメロンのしおれで、しおれを点滴灌水の自動灌水とリンクさせて、ちょっとしおれたらち

よっと水をやることで、メロンのネットが割れない。高品質なメロンができるという技術ができつつありまして、そういう生育の自動化の取り組みと、この労働の見える化の取り組みを合わせて両輪でやっていこうと考えています。

◎**依光委員** そうなると、ほんとに細かいところなので、ある意味レベルが篤農家も何やらも全部一緒になってくると。その知的財産でよく言われるのが、宮崎に全部教えてしもうたき、向こうのほうが強くなり過ぎたということもあるので、ちょっとそこら辺もさびわけたほうがええんかなと思います。そこだけ危惧をしていました。

もう1点、AIを活用した集出荷予測システムというのは、どれくらいの作物がどれくらいでできそうだっていうことを測るような、そういったものですか。

◎**岡林環境農業推進課長** おっしゃるとおりです。気象情報もビッグデータが眠っておりますし、集出荷場は県内70カ所ありますけれど、自動選果の大型の集荷場だと、細かなきゅうりの曲がりとか首細とか、そういったデータに至るまで蓄積されています。ただ、それがほとんど活用されていない状態なので、今やろうとしているのは、気象データと集出荷場のビッグデータのリンクをAIで見ます。それで、いつ、どれぐらいになるのか。この気象やったら1ヵ月後にどれぐらいの出荷予測ができるのかというマクロ的な予測、それは販売戦略に生かせる予測になります。

もう一つ、1軒ごとの収量が出荷量を見てもわかりますので、その場合に、営農指導でおたくのハウスは今こういう状態だから、もっと水やりをふやしたほうがいいとか、温度管理を変えたほうがいいとか、AIで出荷場のデータを解析しながら、営農指導でフィードバックできる仕組みをつくっていきたいと思っています。

◎**依光委員** そういう意味で言ったら、その気象条件とかで大体どれぐらいできるかということがわかると思います。もう一方で、市場の動向というのも多分ビッグデータとして自分とかがよく見るので言うと、ユズの値が1番高いところ、値段もやっぱり出始めの時期が高いみたいな世界があって、そこに向けて、これくらいとれるだろうということで、卸会社と話をしてみたいと思うけど、実際ふたをあけてみたら、それだけ取れなかったみたいなところがあって。

だから、ユズとは違ういろんな作物も、出荷予測できる部分のところと1番高く売れる情報が、ばちっと合ったらいいと思うんで、AIで言ったら、その市場でいつの時期は値段がえいとか、気象条件とかを見たら、どここの産地はもういかんき、うちがチャンスがあるぞとか、何かそういう精度も高めてもらったら、取れたものが高く売れるとなると思うんです。そこもぜひやっていただきたいと思っています。

◎**岡林環境農業推進課長** いろいろなアドバイスありがとうございます。ぜひ、やっていきたいと思っています。

ユズみたいな一発収穫物の予測と、毎日とれる葉菜類などの予測とはまた違う発想があ

りますので、先ほど委員にアドバイスいただいたようなことも、またいろいろ品目ごとに進めていこうと思っています。

◎中根委員　すごいおもしろい企画をどんどん進められているなと思うんですけども、見える化の作業というのは、先ほどもおっしゃったけれど、大変時間がかかると思いますが、今年度は何品種くらいやるつもりですか。

◎岡林環境農業推進課長　労働の見える化ですね。先ほど説明した、その労働の見える化の取り組みは主要な7品で、まずデータ取りをやってまいります。それから、作物の生育の見える化のほうは、実は試験的にもう去年度から農業技術センターとメーカーで取り組んでいる部分がありまして、ナスの花の数を画像解析で、きょうどれくらい花が咲いているかを経時的に見えるようなシステムができつつありますので、今年度の取り組みで仕上げていくという作業です。それと、先ほど説明しました果樹試験場とかでいうと、例えば水晶文旦の水やり、水晶文旦の茎の細かい移動で、これリンクしているというか、今研究をしているんですけど。そういう取り組みなんかの幅を広げて、いろんな品目で取り組んでいく予定になっています。

◎中根委員　ぜひ頑張ってくださいと思います。それでもう一つ、この環境制御技術がどんどん農家に普及して43%、40ヘクタールとおっしゃいましたけれど、今後の方向について農家の反応とかはどうですか。

◎岡林環境農業推進課長　次世代型ハウスが44ヘクタールになります。もっと建てたいという農家もたくさんいて、青年農業士や指導農業士にアンケートをとったところ、4割ぐらいの方が規模を拡大したいという意向もありますが、なかなかハウスの建設コストが高騰しているとか、それから土地がなかなかないという問題はありますけれど、そういう土地とかちゃんとできれば、今、野菜の単価が高いですから、建設意欲は高まっていると思っています。

環境制御については、主要品目で今280ヘクタールを超えるぐらい、7品目でなっていますが、ちょっと私危惧していますのは、やっている方はもっともっと投資して、もっと新しい技術を入れてやりたいと、どんどん進んでいます。ただ、一方それを横目で見ている高齢の方とか、篤農家の方でも、もうそんな技術入れなくても十分という方が結構いて、その意識の隔たりが気になっています。

今回の取り組みで狙いたいのは、パソコンとかスマホとかを使える方は、どんどん自分で情報をとって進化していくんですけど、パソコンが使えない農家はたくさんおられますし、スマホは大体使えるんですけど、なかなかスマホで情報を得るというまでいかない農家も多い。ただ、そんな農家も必ず毎日農協の出荷場には出荷に行くんですね。出荷場に行って、コンテナをおろすときに、今はコンテナおろしてただ何キロ出したっていう伝票もらうだけなんですけれど、出荷したら画面で、自分がこの1カ月どんなふうに出荷し

てきて今どういう状況になっているとか、出荷場の平均収量は今これぐらいになっているといったいろんな情報が見られて、ほんならわしは、あしたからもっと頑張らないかとか。3日雨が続いたからちょっと病気が危ないから消毒したほうがいいとかという情報、パーソナルな情報のフィードバックが出荷場へ行けば見えるというような、そこまで落とし込んで1軒1軒の農家の意識をかえて、その農家にあった技術を紹介して、導入してもらえるところまで落とし込んでいけたらと思っています。

◎**金岡委員** 私も非常に興味を持ってしまして、これを何とか私のところで進めたいと随分やっておるんですが、なかなか平場とおんなじようにはいかんと、皆さんちょっとしり込みをされておるんですが、一定アレンジをしてでも何とかしていかないかと思えます。いわゆる中山間地、あるいはちょっと標高の高いところでこれを導入、普及させていくとお考えでしょうか。

◎**岡林環境農業推進課長** 今は、平場のハウスの促成栽培が中心の技術となっています。ただ、嶺北とか津野山で行われている雨よけ栽培におきましても、例えば炭酸ガスで言いますと、ハウスの中にただ炭酸ガスを発生装置から飛ばすだけだったら窓が換気していますので、全然作物に効かないんですけれど、小さなダクトをつけて作物、ナスやったらナス、シシトウやったらシシトウの、葉っぱの群落の真ん中に施用するダクト散布を入れますと、結構吸収して伸びるというデータもございまして、やっぱり山に応じた品目、作型に応じたやり方で普及できるように、もうちょっと工夫をしてつなげてまいりたいと思いますので、現場の応援をいただけたらと思います。

◎**野町副委員長** 一つだけ。推進体制を書いておられて、産官学が一緒になってやっていく。ほんで10年という長い中でやっていくことで、今回1番の目玉の補正予算が高知大と高知工科大で6億7,000万円のハウス整備ということですか。

◎**岡林環境農業推進課長** 今年度の予算では、高知大学に新しい高温作物が栽培できるハウスと低温作物が栽培できるハウス2棟と、実際に、大学に勉強に来る方なんかも実習できるIoP実習用のハウス2棟と、計4棟の整備をやっていきます。高知工科大学は来年度の予算で整備していく計画になっています。

◎**野町副委員長** 私も高知大学出身で農学部におりまして、県職員もやってきましたけれど、これまで、大学でやっている研究と県の農業技術センターでやっている研究が、方向性が違ったりとかいろんなことがあって、推進体制は一体になってやるわけでしょうから、同じ方向を向いてやるんだらうと思うんですが、高知大、高知工科大、農業技術センターも含めて、役割分担はどんなになるんですか。

◎**岡林環境農業推進課長** 九州大学の先生を中心研究者として呼びするようになっていきます。その先生が光合成の見える化の第一人者です。九州大学で、イチゴとホウレンソウの光合成の見える化をやっていまして、うちの県では高知大学とその先生を中心に、ナス、

ニラ、ピーマンとか、高知の主要な品目の光合成の見える化の基礎的なところを分担してやります。それで今、農業技術センターと県下でいろんな篤農家が、実際に実証やってくれていますので、50農家ぐらいの篤農家のデータを全部集めて収集できるようにしまして、高知の多様な品目の光合成モデルをつくります。

具体的に言えば、日射量の推移と光合成の量は必ずリンクするはずなんで、その計算から出る光合成の最大光合成の最大収量と、実際のハウスの収量比を比較して、失敗がなかったら必ずその日射量に見合う収量がとれるはずなんですけれど、何かの要因でそれが減るといのが見えますので、それを全てデータ化してフィードバックできるマニュアルをつくっていくみたいなイメージです。

高知工科大学は、データの専門家になりますので、そのビッグデータをAIで解析したりするところをお手伝いいただいたり、最初に説明しました労働の見える化については、高知工科大学についてもかなり力を入れてやってくださる計画になっています。県立大学は、機能性成分とかの付加価値の部分を追求してくださることになります。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎西内委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮産地・流通支援課長 当課の平成30年度一般会計補正予算案について説明をします。資料No.②議案説明書の47ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。果樹経営支援対策事業費補助金は、平成30年7月豪雨により被害を受けた果樹園の早期復旧と営農継続のため、苗木の植えかえや果樹の未収益期間の経費について支援しようとするものです。

議案補足説明資料、赤色のインデックス産地・流通支援課をお開きください。

7月豪雨による果樹の被害は過去10年間で最も大きく、さらに果実だけでなくユズやブントンの木の流出や倒木、果樹園の土砂の流入など甚大な被害となっています。樹木が流出などの被害を受けた果樹園については、苗木を植えかえる改植が必要になってまいりますが、果樹は植えかえてから収益が出るまでに未収益期間が10年ほどございます。既存の国の事業といたしましては、改植時1年目の苗木代等への支援として、10アール当たり23万円と2年目から5年目までの肥料などの資材への支援として10アール当たり22万円、合計45万円の支援がございます。

しかしながら、国の支援事業は要件である産地協議会に属していない被災農業者は対象にならないことや、通常の改植を前提とした事業で自然災害を想定した支援事業ではないため、今回のように樹園地が突発的に大きな被害を受けた農業者にとっては支援が十分ではありません。

そこで9月補正予算案では、国の支援に県の支援を上乗せすることで、被災農業者の営

農継続を支援してまいりたいと考えております。下の2県支援策9月補正の1年目から10年目までの表をごらんください。

先ほど説明いたしました国の支援策としては、緑の部分で①改植等の支援と②未収益期間支援がございます。県の上乗せ支援策としては、まず、この二つの国の支援策の対象としない産地協議会に属していない被災農業者を国と同額で支援したいと考えています。

次に、オレンジ色の③未収益期間支援の上乗せとして、国の未収益期間支援の2分の1に当たる11万円を支援いたします。さらに④未収益期間支援の延長として2年目から5年目までの国と県を合わせた1年当たりの支援額の約2分の1を10年目まで5年間延長し、計20万5,000円を支援いたします。これら国と県の事業を合わせまして10アール当たり76万5,000円を支援したいと考えております。なお補助金は、国と同様、植えかえた初年度に一括で支払い、営農継続を後押ししてまいりたいと考えております。

今回の復旧支援の果樹園地の面積は470アールを予定しております。また、事業の実施期間については、農地の復旧や生産者の希望する苗木の手配等に時間を要することなどが想定されるため、平成30年度から平成33年度までの4年間とし、債務負担行為による補正予算をお願いしています。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で産地・流通支援課を終わります。

〈畜産振興課〉

◎西内委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の一般会計補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書の48ページ、表の右端の説明欄をお願いします。今回は、食肉処理施設整備推進事業費について、食肉処理施設整備推進事業費補助金1,135万6,000円の増額補正をお願いするものです。内容については、議案補足説明資料、赤色のインデックス畜産振興課のページをお開きください。新食肉センターの整備に向けた事業の推進と書かれたタイトルの下の枠囲みです。

6月議会におきましては、新たな食肉センターの整備を早期に着手する必要があるため、新食肉センター整備推進協議会を立ち上げ、同協議会が実施します地質調査等について必要な予算についてお認めいただいたところです。

これを受けまして、7月18日に協議会を設立し、新会社の運営シミュレーションや新食肉センターの基本的な仕様などについて議論を重ね、これらについて、関係者間の合意形成がなされたことから、協議会が実施します基本設計に必要な経費として、食肉処理施設

整備推進事業費補助金 1,135 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

資料の中央右に記載のとおり、来年度以降は新会社を設立し、本格的な施設整備に着手し 2022 年度の操業開始を目指すこととしておりまして、このスケジュールについては、6 月の本委員会の説明内容と変更はございません。

資料の左下、新食肉センターの事業のイメージです。新食肉センターの取り組む事業範囲について、JAグループや食肉関連事業者など関係者との合意形成に基づき、お示しております。

新食肉センターでは、これまで実施してきた屠畜解体事業だけでは赤字運営となってしまうことから、競りや部分肉加工、内臓処理などの新たな事業を取り込むことで黒字化させる計画となっております。この事業計画のもと、協議会における運営シミュレーションの詳細な検討を行いました結果、初年度から黒字経営が可能となる見通しが、改めて確認されたところです。

今後も引き続き、協議会におきまして運営シミュレーションの精緻化作業を実施し、来年度の新会社の設立につなげてまいりたいと考えております。

当課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 これまでも運営シミュレーションは話させてもらって、格付の話もさせてもらったところですけど、もう一つ、増頭計画が前提になって、増頭できんかったら、売れる物がないということになるかと思えますけれど、そこら辺は、災害とかも含めて大丈夫でしょうか。

◎谷本畜産振興課長 特に、供給の増が求められております土佐あかうしについては、非常に母牛の数が減って、そこから生まれる子牛が少ないということから受精卵移植も使いまして増頭を進めてきました。その結果、受精卵移植で生まれる子牛もふえているんですけども、母牛も増加しまして、ことしは計画以上に増頭が見込まれるということで、非常に順調に増頭をしているところです。

◎笹岡農業振興部長 災害のことも。今回の台風災害で畜舎の屋根とかが一部破損したとかいうお話ありましたが、畜産の経営継続については支障がない。畜産牛とか豚にも影響がないということは確認しております。

◎依光委員 平成 34 年度に向けて態勢を整えていただいで、平成 34 年になったら、自分が期待する土佐あかうしが高く売れる、格付けもできているだろうと思っておりますので、期待をしております。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎西内委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎芝農業基盤課長 平成 30 年度補正予算案について説明します。資料 No. ②議案説明書の 49 ページをお願いします。農業基盤課の補正予算は、甚大な被害が発生しました 7 月豪雨への対応や国からの割り当て内示の増に伴い、予算の増額をお願いするものです。歳入の説明は省略をさせていただきますして、歳出の主な事業について説明をします。50 ページをお願いします。

まず、3 目の県営土地改良事業費の説明欄、1 かんがい排水事業費は、取水堰や排水ポンプ場などの農業水利施設の長寿命化対策を実施するものですが、国が本年度に創設をしました二つ下の 3 農業水路等長寿命化事業費へ 4 地区を移行したことにより 1 億 2,000 万円余りの減額となっております。

次の、2 経営体育成基盤整備事業費は、いわゆる県営の圃場整備ですが、本年度間もなく採択されます北川村北川地区の農地中間管理機構関連農地整備事業に着手し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次の、3 農業水路等長寿命化事業費は、二つ上のかんがい排水事業費から移行して実施する、高知市の高須地区など 4 地区の排水ポンプ場の長寿命化対策でございまして、国からの割り当て内示が非常に多かったことから、6 億円余りの増額となっております。

次に、51 ページをお願いします。

5 目の耕地防災事業費の説明欄の一つ目、1 耕地自然災害防止事業費は、7 月豪雨で新たに地すべり活動の兆候が見られました本山町の本山古田地区において、調査ボーリングなどの調査観測を実施するものです。

次の、2 農業水路等防災事業費は、機能低下により災害のおそれが生じている農業用水利施設において、機能回復や災害の未然防止対策を行うもので、市町村が実施主体となります団体事業です。今回の補正では、中土佐町の上の加江地区に対する支援を予定しております。

次の、15 款災害復旧費、2 目の耕地災害復旧費の説明欄、1 団体営農地災害復旧事業費の下にあります 30 年災農地災害復旧費補助金は、市町村が実施する農地の災害復旧事業に対し補助を行うものでございまして、補正額は 8 億 7,000 万円弱ということになっております。

その下の農地災害復旧緊急支援事業費補助金ですが、議案補足説明資料、赤色のインデックス農業基盤課をお開きください。

7 月豪雨災害では、記録的な豪雨ではらんした河川沿いの農地などで、甚大な被害が広範囲に発生いたしました。復旧に要する経費が国庫補助の対象となります上限額を超えるケースも多いのではないかと危惧されております。上限額を超える復旧工事費は、通常補助対象とならずに農家の負担となりますが、今回補正で創設するこの補助金は、この上限額を超える工事費に対しまして、市町村が負担する場合に、その 2 分の 1 を県が補助す

るという事業です。復旧にかかる農家負担を減らし、被災した農家に営農を継続してもらうということを目的としております。

資料 No. ②に戻っていただきまして、52 ページをお願いします。説明欄の 2 団体営農業用施設災害復旧事業費は、市町村が実施する水路や農道などの農業用施設の災害復旧事業に対し補助を行うもので、補正額は 9 億 3,000 万円弱となっております。

以上、当課の補正予算は計にありますとおり 23 億 4,920 万 8,000 円の増額をお願いするものです。

次の 53 ページに繰越明許費及び、その下に債務負担行為を載せてございますけれども、先ほど冒頭で部長から説明をしましたので、ここでは省略をします。

以上で農業基盤課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 この国庫補助対象上限額を超える農地はどれぐらいあるんでしょうか。この 328 カ所の中でということになるんでしょうか。

◎芝農業基盤課長 今回、一定見込んでおりますのは安芸市や香美市などで、広さは約 8 ヘクタール、12 カ所ぐらいを予定しておりますけれども、ただこれはあくまで一定見込んだというところですし、もしもふえたりするということがございましたら、また、次回 12 月の議会等で補正などをさせていただきたいと思っております。

◎桑名委員 柔軟な対応をお願いしたいと思います。

◎金岡委員 確認ですけれども、上限額超過分ということで、農家負担と書いていますが、これ農家負担ゼロということですね。超過分の 2 分の 1 でしょ。

◎芝農業基盤課長 超過分に対して、市町村が支援する場合の、その 2 分の 1 を県が出すということです。ですので、もしも市町村が 80% 仮に支援するとすれば、県が 40%、市町村が 40%、それで農家負担は 20% というようなことになります。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて、農業振興部より 2 件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

〈農業政策課〉

◎西内委員長 第 3 期産業振興計画 Ver. 3 の進捗状況等について、農業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 私のほうから第 3 期産業振興計画農業分野の上半期の進捗状況等について、御説明します。報告事項の赤色のインデックス農業政策課をお開きください。

本年度の上半期の進捗状況と今後の取り組みの方向性、また、8 月 31 日の産業振興計画フォローアップ委員会農業部会におきまして、委員の皆様からいただいた評価と主な意見

を取りまとめたものです。また、9月14日の産業振興計画フォローアップ委員会におきまして御審議いただいた資料となっております。また、別冊資料といたしまして、より詳細な資料をお配りしておりますので、参考にいただければと思います。

まず、第3期産業振興計画 Ver. 3の上半期の進捗状況等ですが、農業分野では地域で暮らし稼げる農業を目指す姿に掲げ、五つの戦略に基づきまして取り組みを進めております。主なものについて御説明をします。

まず、戦略一つ目です。(1)の生産力の向上と高付加価値化による産地の強化のうち、①の次世代型ハウス等の整備については、下の括弧書きにございますように、7月時点の次世代型ハウスの整備面積は、累計で44ヘクタールまで拡大をしております。4月には、次世代型高知新施設園芸システム推進協議会を立ち上げまして、新規案件の掘り起こしに向けた現地検討会や研修会を行っているところです。

さらに、②に記載しておりますとおり、本年度から、これまでの環境制御技術にIoTやAI技術を加えたNext次世代型高知新施設園芸システムへの進化の取り組みを始めておりまして、関連する事業について、先ほど、環境農業推進課長から御説明いたしましたとおり、補正予算を計上しております。

二つ目の大きな戦略の、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築については、集落営農と中山間農業複合経営拠点の取り組みが、ともに目標どおり拡大しているところです。特に複合経営拠点については、昨年度末の16拠点からさらに1拠点がふえまして、9月末時点で17拠点となっております。今後は、拠点の経営力強化のための事業戦略の策定、策定した戦略の実行支援をしますとともに、拠点のさらなる拡大に向けて市町村への働きかけなどを行ってまいります。

三つ目の戦略の流通販売の支援強化については、②ですが、実需者のニーズやこだわりを持った生産者の思いに応える販売を実現しますため、県内の12地域で販路拡大地域プロジェクトチームが活動しており、販路拡大につなげる品目の掘り起こしやその産地化に取り組んでおります。

次のページをお願いします。四つ目の戦略の、生産を支える担い手の確保・育成では、①U・Iターン就農者の確保に向けまして、産地提案型の担い手確保対策を強化して取り組みを進めているところです。目標であります新規就農者数年間320人の達成に向けまして、取り組みの強化を図りますため、先ほど農地・担い手対策課より御説明いたしましたとおり、関連する補正予算を計上しております。

五つ目の戦略、地域に根差した農業クラスターの形成については、こちらの資料に記載がなくて恐縮ですが、現在、四万十次世代モデルプロジェクト、日高村トマト産地拡大プロジェクトなど八つの農業プロジェクトと四万十ポークブランド推進プロジェクトなど二つの畜産プロジェクトの取り組みが進んでいるところです。特に日高村トマト産地拡大プ

プロジェクトでは、イチネン農園によります 1.6 ヘクタールのハウスがこの 8 月に新たに完成しまして、地元雇用や生産拡大が見込まれているところです。

こうした上半期の進捗状況等について、フォローアップ委員会農業部会で御報告をいたしました。そこでいただきました評価と主な御意見について、最後に記載をしております。部会員の皆様からは、各施策が順調に進んでおり、一定の成果が見えてきているとの評価をいただいております。

また、主な意見といたしまして、高知県でもよき恋美人のようなおいしい早場米が収穫できるようになったことは全国に誇れる。今後も、次のすぐれた品種の育成に向けて研究を続けてもらいたいといった御意見や、生産量の増大に向けた取り組みを超加速的に進めてもらいたいし、中山間地域の高収益作物の推進等にも取り組んでももらいたいといった御意見。また、はちきん農業大学は今後も継続してほしいなどといった御意見をいただいたところです。

今後はこうした御意見も踏まえまして、取り組みの見直しや、来年度以降の施策の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上で、産業振興計画の進捗状況等に関する報告を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎西内委員長 次に、国営緊急農地再編整備事業「高知南国地区」について、農業基盤課の説明を求めます。

◎釣井国営農地整備推進監 南国市で計画を進めております国営緊急農地再編整備事業について御報告をいたします。報告事項の赤色のインデックス農業基盤課をお願いします。

1 の計画概要については記載のとおりです。

2 のところに参りまして合意形成の経過ですが、地権者の仮同意率は平成 30 年 3 月末の時点で 86.9%であったことから、調査期間を 1 年延長し、4 月以降も仮同意の取得に取り組んでまいりました。半年を経過した 9 月末、最新の仮同意率は 94.3%にまで伸びてきました。16 工区の内訳は二つの工区が 100%達成、六つの工区が 95%以上 100%未満、七つの工区が 90%以上 95%未満、残りの一つが 90%未満となっております。7 月以降の仮同意率は伸びが鈍化してきておりますので、残された未同意の方については、理解を得るのにさらに時間を要するものと思われま。

今後、この 9 月末の仮同意率を受けて、国、県、市と地元関係者で協議検討を行い、現地の状況確認や計画の道路、水路等の位置関係などを勘案しまして、一部の農地を計画区域から除外するなど、計画範囲を見直した上で一定地域の設定を行う予定です。今月中旬

には地元の代表者で組織をします圃場整備委員会を開催し、南国市長から状況報告を行うとともに、課題や今後の進め方などの情報共有と意見交換を行う予定です。

また、10月以降に予定しているアンケート調査については、整備後の換地や土地利用に関するもので、同様の調査は2年前にも実施をしておりますが、時間が経過したことや一定地域の設定により計画範囲が見直されますので、改めて農家や地権者の意向を確認し、農地集積や営農計画の修正に活用することになります。本年12月ごろには見直し後の工事計画や事業費の算定などを行いまして、事業計画案を固めていくことになります。また、翌年2月には、平成31年度に農林水産省で行われます国営事業新規地区検討会へのエントリーを行う予定です。

以上で、報告を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 今回、本会議でもいろいろ質問させていただきました。同意率が94.3%まで上がってきたということは、皆さんのおかげだと思いますが、10月4日に一部除外とすることの議論もこれから始まってきますけれども、大体何%ぐらいが除外の対象になってくるのかというのがわかればお願いします。

◎釣井国営農地整備推進監 まだ確定的なことは申し上げられませんが、ちょうど今この時間にこの会議が行われております。事前の資料の整理の中では600haを若干切るというあたりで何とかとどめたいというのが、県と市の思いです。ただ、資料にございますように、今月中旬に農政局から本省への報告がありますので、その中で、この数字でどうかというのは検討がされるものと聞いておりますので、その結果を受けて、また次のステップへ行くというようなことになろうかと思っています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎西内委員長 次に、林業振興・環境部について行います。まず、議案について部長の総括説明を求めます。なお部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について御説明をします。

まず、一般会計補正予算についてです。資料No.②議案説明書の54ページをお願いします。

当部の補正予算総括表です。総額で45億1,700万円余りの補正をお願いするものです。補正の内容としましては、主なものは、7月豪雨による山腹崩壊や被災した林道の早期復旧に向けまして、大豊町立川地区など山腹崩壊26カ所、林道165カ所の復旧工事や被災した高性能林業機械の代替機1台の導入を行うためのものです。そのほか、品質の高い製材

品の生産体制の強化に向けた調査委託や国立公園内での通行の利便性を向上させ、地域の活性化を図るための歩道橋の設置に係る設計委託料に要する経費などです。

次に、64 ページをお願いします。

こちらの繰越明許費については、林道事業及び治山事業について、繰り越しをお願いしまするものです。

次に、報告事項が4件ございます。まず、第3期産業振興計画 Ver. 3の林業分野における上半期の進捗状況等について御報告をします。9月10日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会の林業部会におきましては、委員の方々からほぼ計画どおりに進んでいると評価いただいたところです。

次に、定期監査で指摘を受けた不適切な事務処理について、及び森林整備公社における消費税の納付期限後申告について御報告をします。

これらは臨時的任用職員への特別休暇の付与の取り扱いを誤り、既に取得した特別休暇を別の種類の取得済みの特別休暇と入れかえるなどの不適切な事務処理を行ったものと、高知県森林整備公社において、消費税を納入期限を超えて納めたことにより、加算税の支払いが生じたものです。

このような不適切な事務処理を行ったことを深く反省し、今後こうしたことを二度と起こさないよう、コンプライアンスの徹底など再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

4件目は、新たな管理型最終処分場の最終候補地にかかる現地調査結果について、3市町の首長、議会、地域住民の皆様への説明を行ってまいりましたので、その状況を御報告します。

最後に、当部が所管する審議会の審議経過等については、赤色のインデックス審議会等に一覧表をおつけしています。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれの担当課長から御説明をします。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎西内委員長 初めに、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 資料No.②議案説明書の55ページ、歳入のほうから御説明します。

真ん中ほどの節の欄にございます(8)林業試験研究受託事業収入の100万円となっておりますけれども、これは森林技術センターが、本年度から行う研究について、国立研究開発法人森林研究整備機構が代表者となりますコンソーシアムに、企業や大学など23団体が参画します事業に対しまして、代表者である森林研究整備機構から本県が研究の一部を受託することによる受託収入です。

この予算が補正予算となりましたのは、国の事業に、ことしの2月に応募して、5月に

事業採択となりましたために、今議会に補正予算として提出させていただいたものです。

研究内容としては三つございまして、一つは成長の早いスギとヒノキの育苗技術の開発、二つ目が成長促進剤の活用技術の開発、三つ目が最適な植栽密度と下草刈りの省力化となっています。それぞれの研究には、23団体のうち7団体から16団体が参加し費用と業務を分担しまして効率的に事業を行うということになっています。

資料の56ページをおあけください。そこに対します歳出でして、その研究に要する材料費などの支出予算となっています。

林業環境政策課の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈木材増産推進課〉

◎西内委員長 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎岩原木材増産推進課長 9月補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書の57ページをお開きください。

歳入ですが、右の説明欄、国の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金は国の追加配分を受けまして、歳出で説明します高性能林業機械の導入に充てるものです。

次に、58ページの歳出です。右の説明欄1の原木増産推進事業費の高性能林業機械等整備事業費補助金は、7月豪雨により被災しました高性能林業機械の復旧を支援するため、国の新たな制度を活用して導入を支援するもので、補正予算をお願いするものです。

事業の概要について、議案補足説明資料、赤色のインデックス木材増産推進課をごらんください。

7月豪雨により、山林現場内に置いてあった高性能林業機械が3台被害を受けています。このうち大豊町で被災したスイングヤードについては、2年前に導入した機械であり、事業体としては支援制度があれば改めて導入を図りたいとのことでありましたので、国の新たな支援制度を活用し、県も上乗せの補助を行いまして、被災した事業体の早期再建を支援してまいりたいと考えております。

具体的には、下段に記載しておりますとおり、高性能林業機械等整備事業費補助金において高性能林業機械等整備（災害復旧支援型）のメニューを創設しまして、大豊町森林組合に対しスイングヤードの導入支援を考えておりまして、補助率は国が10分の5、県が10分の2、合わせて10分の7とし、補助金額1,750万円を予算計上しております。

なお、残りの2台については、損傷が軽微であり、自力で修理をしたりあるいは古い機械であって改めて事業体としては導入する意思がないということでもございました。

以上で木材増産推進課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎西内委員長 次に、木材産業振興課について行います。

◎小原木材産業推進課長 補正予算議案について説明いたします。資料No.②議案説明書の59ページ、歳出予算の右側の説明欄をごらんください。

製材品高品質化調査委託料については、中小の製材事業体が連携した共同乾燥施設の整備に向け、調査に係る必要な経費を委託料として計上しております。議案補足説明資料、赤色のインデックス木材産業課をお願いいたします。

まず、左上にありますように、現在木造建築市場の動向については、柱やはりなどの構造材の継ぎ手の加工を工場内で機械加工するプレカットが全国的に主流となっています。このため、狂いが少ない乾燥材等が市場から求められております。また、今後新たな木材の需要先として、これまであまり木が使われてこなかった事務所や店舗などの非住宅建築物の木造を進めていくことが重要と考えていますが、非住宅木造建築物は、一定以上の建築規模や間口の広い建物でスパンの長い製材品の活用には強度表示があり、構造計算ができる日本農林規格、いわゆるJAS製材を安定的に供給することが必要となります。

こうした状況の中、左の中段にありますように、本県の製材品を占める人工乾燥材の比率は全国と比べますと低い状況になっています。また、機械測定により強度を表示した機械等級区分によるJAS製材品の出荷量は、平成9年度実績で高知県は全国の1%の状況になっております。このため、中小の製材事業者による乾燥材などの生産体制を強化していくことが重要となっています。県では、県内の製材事業者には今後の乾燥材やJAS製品の取り組みについて聞き取り調査を行いました。その結果、事業者の皆様は、乾燥度や強度を表示した機械等級区分のJAS製材の製造に取り組んでいかなければならないと考えています。

一方で、左下の課題の欄にも記載していますとおり、多くの中小製材事業者は経営状況が厳しく、単独で整備することがなかなか難しいことから、聞き取りした事業者の6割の方から共同乾燥施設に関心があると回答を得ました。このため、右上の事業概要にありますように、県では中小の製材事業者が地域単位で連携して、これらの整備を共同で利用する体制を整備することが有効と考え、整備に向けて調査を進めたいと考えています。

調査の主な内容ですが、中段にありますように、共同乾燥施設の事業規模や収支のシミュレーション、経営主体の形態、委託化、買い取り販売など事業運営方法などの検討を委託して実施したいと考えております。県ではこの調査を生かして関係者と協議、モデル施設の整備を進め、その事業を検証の上こうした取り組みを情報発信し、共同施設の整備に

対して熟度の高い地域に展開し、県内全域に広げ、中小製材事業体を生かした品質の高い J A S 製材の安定的に供給できる取り組みを進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 非常に期待をしております。以前にも製材の設備投資の補助金もあったんですけど、それを経て、さらに製材業者も力が落ちていると。その中で地域地域の製材業者が残ることで木を地域で循環させる。木のマイレージみたいな話があって、できるだけ近いところでやっていくところが環境でも必要だと言われています。

そのときに、後継ぎがおらんという結構そういうところばかりやと思うんですけど、そういうところが未来を描いていくということで行くと、普通に調査をただけでは意欲はありませんで終わってしまうと思うんです。その中で、やっぱり事業計画という話がありましたけど、息子に継がせられるというイメージも含めた形で計画がつくれたらすごくいいなと思うんです。そのときに、委託という形で、今回事業が進められると思いますけれど、その委託先はどういう形で決められているんですか。

◎小原木材産業推進課長 例えば委託の方法ですけども、今のところプロポーザル方式で考えたいと思っています。対象になって参加されるのは経営をよく御存じの方、あるいは木材生産、乾燥とかそういうことに詳しい方かなと考えています。

◎依光委員 ぜひ、いろんな知恵を集めた形でやらんと、ただ普通のコンサルみたいな調査をして何か計画をつくって、実現性のないものをつくっても多分意味がなくて、ある意味、1番いいのは、例えば売り先を知っているようなところ、こういうニーズに合わせてこういう製材をやって、さっき内装材の話も出ましたけれど、例えば内装材に関して見識があって、高知の木をこう使えばこう売れるみたいなビジネスモデルも考えていただきたいと思います。

そういう意味で言うたら、今経済同友会との連携とかでも含めて、いろいろなニーズも把握されていると思いますけれど、そこら辺の内装材みたいなところでの需要とか、絡めた形でやればいいと思うんですけど、そこら辺は現状いかがですか。

◎小原木材産業推進課長 内装材については、昨年6製品ぐらい業界団体につくっていただいて、今年度その試作品とかちょっと改良したものをやっています。今後これをいろんなところに使っていただいて、その使い勝手のよさとかを調べるようにしております。

あと別に、開発したものを使うというパターンと、例えばある店舗のところを使うと聞いて、その内装について提案をして、つくって、それを横に展開する。その二つで開発のほうやっています。

開発されたものを、例えば構造材と一緒にセットで県外に売っていくと、そういうことで業界団体と進めていきたいと考えています。

◎**依光委員** 四万十ヒノキを見せていただいたときに、つくった物が売れるっていう中で、製材業者が維持できるというのはそれはすごく目指すところだと思います。

一つ提案なんですけれど、首都圏でもいろいろ販売とか木のあるオフィスみたいなこともやられていると思うんです。そのときにちょっと残念なのは、自分は8年間で初めて東京事務所へ行ったんですけれど、そこが例えばモデルルーム的な形で、高知の東京事務所に来てくれたら、木の棚があったりとか、木の空間で皆仕事しているとなったらいいと思うんですけれど、何かあそこへ行ったときに、ちょっと残念な感じがしたので、経済同友会とか含めて、一流企業はこういうものをつくりたいというのがあれば、率先してモデル展示場ですか、何かそういう形にさせていただきたいと思いますので、まず東京事務所からやるべきではないかと思いますので、議論を深めていただければと思います。

◎**小原木材産業推進課長** その点を含めてまた研究したいと思います。また、先ほどの経済同友会とも、今回勉強会というか、セミナーみたいなのを開きますんで、そういう機会も捉えながらPRもしていきたいと考えています。

◎**金岡委員** 基本的には、これ恐らく蒸気乾燥でいくんだと思いますけれど、そうすると燃料代がかなりかかるんですね。私の地元の製材業者なんかで見えますと、燃料代が月100万円ぐらいかかるということで、いわゆるおがくず等でやったら、逆に言うたら100万円ぐらい浮いたと、こういう話になっておるわけで、そうすると、どこかの製材所とかにくっつけてこういう施設をつくるということになると思うんですが、そういうことなんでしょうか。

◎**小原木材産業推進課長** まだ、どこにということまで決めていませんけれども、金岡委員がおっしゃったとおり製材の横につけてそこに協働する方法もあれば、例えばセンターというか製品市場みたいなところがございますので、そこが拠点になってやるという方法もあります。皆さんの使い勝手、収支とか、そういうものをこの調査の中で幾つかパターンを検討して行って、その中で地域に合ったものを、モデル施設としてつくって整備を進めていきたいと考えています。

◎**金岡委員** それから、先ほど申し上げましたように蒸気乾燥で、単純に温度を上げて乾燥させるとなると、御存じのように樹脂も全部抜けてしまうんですね。ですから、差別化をするという意味ではこれからそれをどうにかして、樹脂を残すということも検討していたら、これはよその商品と差別化ができるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎**小原木材産業推進課長** 最近、乾燥機も日進月歩、技術も進歩していますんで、実際の事業者の方といろいろ相談をしながら、できるだけ乾燥自体で一つのモデルというか、差別化ができたなら1番いい話だと思いますので、また事業体が決まった段階で、いろんな話をさせていただきたいと考えています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎西内委員長 次に、治山林道課について行います。

◎二宮治山林道課長 治山林道課の補正予算案の説明をします。資料No.②議案説明書の61ページ中段の8治山費です。右端の説明欄をごらんください。

1の山地治山事業費3億8,600万円余り。2の水源地域等保安林整備事業費6,400万円余り。3の山地防災事業費1億8,000万円については、国の交付決定見合い額に合わせ、事業費の調整をさせていただきたいものです。

4の災害関連緊急治山等事業費25億1,400万円余りについては、平成30年7月豪雨、これによって発生した山地災害96カ所のうち、当年度に早急に着手する必要がある箇所、北川村安倉ほか23カ所の復旧に対して必要な経費を増額補正をお願いするものです。

また、5の山地災害防止事業費は崩壊土砂の撤去等の応急対策や流木となる可能性のある被災木の除去、地すべり移動の把握のための機器の設置や観測経費。また、災害関連緊急治山等事業の国への事業申請のための地質調査や実施計画書の作成経費となっています。

次に、下段の15災害復旧費については、施設の災害復旧です。平成30年7月豪雨では、先ほど説明しました山地災害のほか、市町村が管理する林道施設で216カ所、また県が管理する治山施設、宿毛市大島ほか1カ所で、山腹崩壊による施設災害が発生しています。この施設災害のうち、林道施設で165カ所、治山施設で2カ所の施設の復旧に要する経費です。

62ページをお願いします。中段の3林道災害復旧費、17億7,800万円余りは、林道施設の復旧に要する経費で、市町村への補助金などとなっています。下段4の林地災害復旧費5億3,100万円余りは治山施設の復旧に要する経費となっており、それぞれ増額補正をお願いします。

63ページをごらんください。この補正総額ですが、計の補正額のとおり、44億8,706万3,000円となっています。なお、治山の災害関連緊急治山等事業の国への実施計画書の持ち込み、林道施設、治山施設の災害復旧事業に係る災害査定は、8月から順次進めており、速やかな復旧に努めているところです。

次に、繰越明許費について御説明します。64ページをお開きください。7の林道費については、大豊町奥大田・三谷線など7路線の工事において、工法の選択や関係機関との調整等に日数を要したため、2億6,400万円余りを。8の治山費については、北川村宗ノ上復旧治山工事など27カ所の工事において、索道などの用地交渉や工事用地に係る流木の補償交渉、関係機関との調整等に日数を要したことから、16億5,200万円余りをそれぞれ繰り越し予定としてお願いするものです。

いずれの事業も適切な事業の執行に努めてまいります。

以上で治山林道課の説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎西内委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 環境共生課から補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書の 65 ページをお開きください。

まず歳入です。歳出の財源といたしまして、300 万円の起債を計上しています。

次の 66 ページをお願いします。歳出です。右の説明欄にございますように、自然公園等施設整備事業費といたしまして 418 万 6,000 円を計上しています。

次の 67 ページをお願いします。債務負担行為です。976 万 8,000 円を計上いたしまして、先ほどの 418 万 6,000 円と合わせまして、1,395 万 4,000 円として、四国のみち整備工事設計委託料を計上しております。詳細については議案補足説明資料、赤色のインデックス環境共生課のページをお開きください。

事業概要にございますように、現在、足摺宇和海国立公園の竜串園地におきまして、国、県、市それぞれが施設整備を進めておるところです。右下の図で足摺宇和海国立公園竜串園地整備計画にそれぞれの施設の配置を示しておりますけれども、まず、西側、左手から申しますと、土佐清水市によりまして爪白のキャンプ場の整備を、県観光振興部によりまして足摺の海洋館のリニューアル、さらにその東側に環境省によるビジターセンターの整備が進められております。

これらの施設については緑の線、遊歩道によってつながっておりますが、ビジターセンターの東側に黒い文字で愛宕川と記載しておりますけれども、こちらの箇所では遊歩道が分断されておきまして、国道まで迂回する形となっております。愛宕川の箇所におきましては、その飛び石ルートと記載しております画像にございますように、飛び石を渡るように整備をしておりましたけれども、雨が降った際に滑りやすく、川の増水時などは非常に危険であるということで、現在は通行止めとしております。

このため、整備が進みます竜串の西側と海のギャラリーやグラスボート発着場などございます東側とを遊歩道でつなぎまして、東西の周遊を容易にし、竜串地区の一体の活性化につなげてまいりますよう、愛宕川に今回歩道橋を整備する計画といたしました。

整備スケジュールにございますように、平成 32 年 7 月に予定しております新足摺海洋館のオープンまでに歩道橋が完成するよう、今回の補正予算で設計に係る経費をお諮りするものです。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて林業振興・環境部より4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈林業環境政策課〉

◎西内委員長 第3期産業振興計画 Ver. 3の上半期の進捗状況について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 報告事項、赤色のインデックス林業環境政策課をお開きください。第3期産業振興計画 Ver. 3における林業分野の上半期の進捗状況について御説明します。

林業分野では、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指して、五つの戦略の柱に基づいて取り組んでおります。おおむね計画どおり進んでいるととらえておるところです。

次に、各戦略の主な取り組みについて御説明します。まず、(1)の原木生産のさらなる拡大についてですが、②にありますように、原木生産に欠かすことのできない高性能林業機械について、導入はもとより、長期のリースや短期のレンタルにも支援を行っているほか、各林業事務所ごとに林道整備を促進するための協議会を設置して、地域の課題を共有しながら、効率的な路網整備を進めております。

また、③にありますように、森林組合の生産性の向上を支援するため、現場での課題の洗い出しや作業の工程調査を実施することによりまして、ボトルネックを明らかにして現場作業の改善に取り組んでおるところで、今年度は16組合を対象に進めておるところです。

次に、(2)加工体制の強化については、①にありますように、製材事業体の経営力強化を図るため、施設整備のみならず人材育成など、将来のビジョンと目標を明らかにした事業戦略について、三つの事業体への策定支援に加えて、昨年度策定済みの二つの事業体への実践段階のサポートにも取り組んでいるところです。

また、②については、品質の安定した人工乾燥材の需要の高まりや、非住宅木造建築への品質の確かなJAS製材品の安定的な供給のために、単独では設備導入が難しい中小の製材事業体を対象として、共同による乾燥やJAS認定に必要な設備等の整備に向けて、製材事業体の実態調査、事業計画の作成、事業運営方法の検討を行い、調査結果を受けてモデル施設の整備を進め、その取り組みを県内全域に水平展開していきたいと考えております。

次に(3)流通販売体制の確立ですが、①にありますよう、今年度から木材協会内に新たに土佐材センターを設置いたしまして、木材需要の大半を占めます建築用材を主体とす

る、いわゆる A材を核とした木材製品をより高く、より多く売するための外商体制の強化を図り、県産材の外商促進に向けた取り組みを支援しております。

また、②にありますように流通の合理化を図るため、県外に流通拠点を 26 カ所設置しておりますが、そこでの製材品取扱量は対前年同期比で 16%増となっております。今後、県外流通拠点や土佐材パートナー企業との連携を強化する取り組みを進め、取り引きや需要の拡大につなげていきたいと考えております。

裏面の資料、2 ページをごらんください。次の (4) 木材需要の拡大ですが、①にございますように、CLT の普及活動におきまして、今後のコスト削減につなげるために、県内で建設されました CLT 建築物の施工性、工夫した点などを分析整理する取り組みを開始しております。下半期に開催予定のフォーラムや技術研修会などで紹介したいと考えております。

また、②の経済同友会と高知県との協働プロジェクトでは、ことし 3 月に経済同友会が行いました地方創生に向けた需要サイドからの林業改革に係る提言に基づきまして、企業の営繕担当者や建築士などを対象としまして、木のよさや環境への貢献、木材の耐久性など木造への理解を深めていただく連続講座などを下半期に開催することとしております。

最後に (5) 担い手の育成・確保です。①にありますように、世界的な建築家である隈研吾氏を初代校長に迎えまして、本格開校しました林業大学校には 4 月に基礎課程 22 名、専攻課程 18 名が入校し、技術の習得に励んでおります。

また、U・I ターン希望者を対象にした高知の林業について学ぶことができますフォレストスクールを開催し、延べ 88 名の参加がございました。1 人でも多くの方に本県で林業に就業していただけるよう、しっかりと参加者へのフォローをしていきたいと考えております。

次に、9 月 10 日に開催しました林業部会での評価と主な意見について御報告いたします。上半期の取り組みについては、先ほど申しましたように、ほぼ計画どおり進んでいるとの評価をいただいております。

林業部会の委員の皆様からの主な御意見としては、原木生産のさらなる拡大に関しては、皆伐や間伐、また、車両系や架線系の作業パターン別の基礎的なデータを整え、計画に反映してほしい。また、丸太の生産コストを下げるとともに、流通販売コストも下げる取り組みを。といった御意見や、四つ目の丸にある木材需要の拡大に関しましては、CLT の普及のためにも CLT の建築コストと、鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物とのコストを比較するなど、基礎的データを蓄積して分析を。といった御意見がございました。

いただきました御意見を踏まえまして、林業分野の目標達成に向け、今後の取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎西内委員長 次に、定期監査で指摘を受けた不適切な事務処理について及び森林整備公社における消費税の納付期限後申告について、あわせて、森づくり推進課の説明を求めます。

◎櫻井森づくり推進課長 報告事項、赤色のインデックス森づくり推進課のページをお開きください。

まず一つ目ですが、定期監査で指摘を受けた不適切な事務処理についてです。3ページをごらんください。

1の定期監査結果で指摘を受けた内容は、臨時的任用職員の休暇の付与を誤っていたことが事後に判明したため、欠勤扱いにならないよう、特別休暇の種類を入れかえるなど、休暇届承認願いを書きかえていたというものです。2段落目以下に書かれております。夏期特別休暇の取り扱いについて、第2項には臨時的任用職員に対する夏期特別休暇の対象期間や付与日数が示されており、次の定数外職員取扱要綱の制定について、3の(5)には臨時的任用職員が取得できる特別休暇の種類が示されており、これらの規定に反する不適切な事務処理との指摘を受けたものです。

2の当該案件の経過の(1)にありますとおり、森づくり推進課では、平成29年6月20日から平成30年5月15日までの期間、臨時的任用職員を雇用いたしました。夏期特別休暇については、7月1日から9月30日の間に5日取得できると職員に伝え、この職員は同期間に5日を取得しました。

(2)をごらんください。平成30年1月に総務事務センターに対して、臨時的任用職員の出勤簿の写しを提出したところ、夏期特別休暇の付与について誤りがあり欠勤になることを指摘されました。この指摘の内容について確認をしたところ、二つ目の丸に記載していますが、県では、臨時的任用職員の採用から2カ月をA雇用期間として一たん区切ることとしており、当該職員は6月20日から8月19日がA雇用期間に該当いたします。そして、夏期特別休暇対象期間にこのA雇用区間が含まれる場合は、A雇用期間とそれ以降に分けて夏期特別休暇を付与することとなっておりますが、当課では認識ができていなかったため、誤った付与をしたものです。

正しくは(1)の二つ目の丸の枠内の記載のとおり、A雇用期間に含まれる7月1日から8月19日の間に2日と4時間、それ以降の8月20日から9月30日の間に2日3時間45分を付与し、あわせて5日とすべきでした。

実際には下段にありますように、A雇用期間に4日4時間15分の夏期特別休暇を取得し

ていたため、A雇用期間において2日15分が超過しており、超過分について欠勤となるとの指摘でした。この指摘に対しましては、(3)に記載しているとおおり、当該職員は1月の時点まで継続して雇用されており、7月から9月の夏期特別休暇の取得日数の合計は5日となっていたため、さかのぼってまで欠勤にすることは疑問に思われました。このため、A雇用期間に超過して取得していた夏期特別休暇について7月から9月の間に取得していた年次有給休暇及び他の特別休暇の生理休暇と入れかえ、休暇届の書きかえを行ったというものです。

3のこの不適切な事務処理への対応ですが、夏期特別休暇の付与日数を誤るとともに事後に別の特別休暇、年次有給休暇と入れかえて休暇届を書きかえた行為は不適切な事務処理であり、深く反省しているところです。まことに申しわけありませんでした。今後、このようなことのないよう再発防止に向けて取り組んでおります。

次のページの4に記載しておりますが、まず、臨時的任用職員の採用時に、休暇の取得等についてわかりやすい説明が必要と考え、部独自に作成した説明用資料により、わかりやすい説明を行うとともに、その資料を本庁各課及び出先機関の管理職員等において共有し、休暇の付与と承認において誤った認識をしないよう徹底してまいります。また、今回の事例を部内で共有し、コンプライアンスの徹底と再発防止のための課内研修を実施することとしております。

二つ目は、当課が所管しております森林整備公社において消費税の申告と納付の期限を誤り、納付期限後に申告をしてしまった案件です。

5ページをごらんください。1の事実関係に記載していますとおおり、森林整備公社は消費税の申告期限が5月末日となっているところ、申告期限等を誤認するなどにより、社員総会終了後の6月22日に申告と納付を行ったことで、無申告加算税を支払うこととなりました。

このような事態になった原因は、2にありますとおおり、消費税の申告等について事務引き継ぎが不十分で、かつ、管理職員も申告期限等を認識していなかったことや、公社内で情報共有ができていなかったこと、税務署から送られてきた申告書類を内容を確認しないまま保管していたことなどが考えられます。

これらの対策のため、森林整備公社では再発防止策に取り組んでいるところです。3の一つ目の丸にありますとおおり、文書の受け付けから事務処理、事務の引き継ぎなど、公社の事務全般について情報共有と進捗管理、職員への指導などを強化することとし、文書受付簿や税務関係文書受付簿の作成や処理期限のあるものについては年間スケジュール表で集中管理を行い、公社で開催される定例会等を活用して、業務の進捗管理や継続的な協議、確認の実施に取り組んでおります。

また、二つ目の丸では、職員の意識や専門知識の向上に取り組むため、各種研修の活用

や勉強会等を継続的に実施することとしております。

このように再発防止の取り組みを継続して行いますとともに、今回の案件については、10月19日に開催される森林整備公社理事会において報告を行い、30年度の決算報告書に記載をして、社員総会後に公表することとしております。森づくり推進課としましても、再発防止のための指導を徹底してまいります。

以上で、森づくり推進課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 この特別休暇についてのことなんですけれども、書きかえということはあってはならないと思いますんで、ここはしっかり反省してもらいたいと思います。それとこの臨時職員は、欠勤扱いとか、それに対して何かを返還するとか、そういう不利益というのはこうむってないんですか。

◎櫻井森づくり推進課長 それはございません。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎西内委員長 次に、新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る現地調査結果の地元への説明について、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 報告事項、赤色のインデックス環境対策課の7ページをお願いいたします。新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る現地調査結果の地元への説明です。

まず、1現地調査結果に関する3市町の首長、議会、地域住民説明会の開催状況では、8月29日に本委員会へ最終候補地の現地調査結果を御報告させていただいた後、記載しています日時に、それぞれの方に対して、現地調査結果について御説明をさせていただきました。なお、佐川町の加茂地区の住民の皆様を対象とした説明会は、地元の議会、及び地区長から候補地に近い地元の住民の方に、きめ細やかに説明をしてほしいという御要請をいただきましたので、加茂地区の中でも、候補地に近い3地区と、その他の地区の4カ所に分けて開催をいたしました。

説明後、3市町の首長からは、今後の絞り込みに向けた全体のスケジュールを明確にする必要があるのではないか。水を放流しないと言いながら水の調査を行った理由は、などの御意見、御質問をいただきました。

市町議会の議員の皆様からは、埋立終了後、施設は最終的にどのようになるのか。水の調査ポイントをもっとふやすべきではないか。などの御意見、御質問をいただきました。

地域住民の皆様からは、南海トラフ地震などの大規模災害の際には施設が壊れるのではないか。遮水シートが破れるなどして汚水が漏れることはないか。万が一最終処分場から水が漏れた場合に、日常生活や農業などへの影響はないか。施設整備後の雨水の流れが心配だが河川改修をするのか。歩道が整備されていない区間は危険であり、何らかの対策が

必要。などの御意見、御質問いただきましたので、その場で丁寧にお答えをさせていただきました。

なお、こうした御意見、御質問をいただいておりますことから、引き続き丁寧な説明に努めますとともに、施設整備を行う際に検討していく必要があると考えています。

次のページです。2、6月県議会定例会後の取り組みの(1)エコサイクルセンター見学会の開催状況としましては、7月13日に香南市議会の皆様を対象としました見学会を開催いたしました。12名の市議会議員の皆様にご参加をいただきました。出席いただいた議員からは、山南地区以外の住民にも説明会や見学会の案内をすべきではないか。コンクリートの経年劣化などで汚水が漏れる心配があるなどの御意見をいただきました。

また、地域住民対象の見学会としまして、7月26日と8月12日に香南市香我美町山南地区の住民の皆様、7月20日と22日には、須崎市神田地区の住民の皆様を対象とした見学会をそれぞれ開催いたしました。参加をしていただきました皆様からは、実際に現地を見るのが大切である。持ち込まれる廃棄物のチェック方法は。停電による施設の影響などの御意見をいただきました。

(2)その他の取り組みといたしまして、1回目の地域住民の皆様を対象とした説明会に参加できていない方にも説明内容をお知らせできますよう、7月に入ってから説明会で使用しました資料を3市町の地区の各戸に配布をさせていただきました。その際、説明内容に関する意見や新たな最終処分場及び最終処分場に関する県の取り組みなどについて、御意見などをお聞きするためのアンケート用紙も一緒に配布をさせていただきました。

また、説明会に参加をいただけていない方々も含めまして、地域住民の皆様により一層、最終処分場に関する理解を深めていただくことができますよう、1回目の説明会や、エコサイクルセンターの見学会などでいただきました御意見、御質問に対する県の考えに加えまして、産業廃棄物の種類や発生量、施設の安全性などについて写真や図表を用いるなど、住民の皆様によりわかりやすくとの思いでまとめました質疑応答集を作成し、7月から8月にかけて、3市町の地区の各戸に配布をさせていただきました。

最後に、3絞り込みに向けた今後の取り組みでは、新たな管理型最終処分場の整備について、地元の皆様の御理解が得られますよう、努力を重ねてまいります。その取り組みといたしまして、先月行いました現地調査の結果の説明会にご参加いただけていない方々にも御理解を深めていただきますよう、今月初めには、説明会の際に使用しました資料を3市町の地区の各戸に配布することとしています。その際、前回と同様に、資料の内容や新たな施設に対する意見や疑問、県の取り組みについての御意見をお伺いしますアンケート用紙も添付します。

また、現地調査の結果の説明会においていただきました御意見、御質問やアンケートによる御意見などに対する、県の考えをわかりやすく質疑応答集のような形に整理して、来

月には、3市町の地区の各戸にお配りさせていただきたいと考えております。

引き続き、最終処分場の必要性や安全性などについて、丁寧な上にも丁寧な説明に努め、最終的には、現地調査に基づく分析結果や地元の皆様方の受けとめなどを総合的に勘案し、県議会の御意見も踏まえまして、建設予定地を1カ所に絞り込むこととしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 前回の臨時委員会でも調査結果を詳しく御説明いただいて、今御報告いただいたようにその後も住民の皆さん、市町村の皆さんに、丁寧に説明をしていただいていると思います。その姿勢は大いに評価もしたいと思うんですけど、一方で候補に挙がっている3地域としますと、この問題で翻弄されているという受けとめもあるやに聞きます。やっぱりどこかでそろそろ1カ所に絞り込むことをしなくちゃなんやと思うんです。

前回の臨時委員会で提案しましたが、何らかの形で客観評価を数値化して、それで決める方法はどうかと言うてみたんですけど、それはなかなか難しいということでした。それから、本会議でのやりとりも聞きましたけれど、例えば石膏ボードのリサイクルを進めることによって、日高村の今の施設の延命化を図るとかという話もありましたけれどね。けれど、延命化を図るとしても、この3カ所のうちのどこにするかというのは、これも結論出さないかん話ですので、県としていろんなことを総合して、やっぱりどっかで判断を。今お話があったように、決めなくちゃこれなかなか前へ進まんと思うんですよね。そういう決断をいつされるのか。いついつまでにということは、ここで私も言う立場でもないですけど、そういう決断が迫られてきつつあると思うんです。皆さん思っていると思うんですけど。そのあたりについて御所見をお聞きしたいと思います。

◎萩野環境対策課長 今後のスケジュールについては、この現地調査の結果を説明する説明会の場でも、たくさんそういった御意見、御質問をいただきました。その際には、やはりなかなか期限を切ってという話になりますと、十分に丁寧な説明を尽くすことができないおそれもあるということから、なかなか言及することはできないということで、丁寧な上にも丁寧な説明を重ねていきたいということでお答えさせていただいたところです。

◎武石委員 さっきから繰り返し申し上げるように、いつまでそれをするんですかと。いつまでするんですかということ逆を聞いていいね。10年20年やるつもり、そうやって。そんなことはないやろ。どっかでやっぱり決断をせんとよね、それは県の責任ですよ。こうやって3カ所を公表してやっとなるやからね。私は県のそういう決断をする責任があると思うんです。それはもう質問にしません。要請をしておきます。

◎前田委員 首長を含め、議会を含め、住民の方々への御説明も含め、質疑も含め、意見交換もいろいろされていると思うんですが、実際、この3カ所のうちで、うちにぜひとも

という反応のよいところはあったのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 直接その説明会の場では、そうした直接的な御意見というか、そういうものは特にございません。

◎前田委員 ということは、来てくださいというところはないという認識でいいということなんでしょうけれども、ではうちにつくってもいいですよとかという、ニュアンスの違いになってくるんですけれど、絶対につくるなっているところなのかどうかも含めて、その辺の相手方の受けとめみたいなのは、どんな感じだったのかというのをお聞かせいただきたいんです。

◎萩野環境対策課長 説明会の会場によっては、施設建設についてはやってほしくないという強い御意見をいただいたところもございました。

◎前田委員 説明会は、住民の皆さんへの説明会だと思うんですね。一方で市議会の方とか町議会の方も含めて、首長の方にもいろんなお話をされていると思うんですけれど、その相手方の反応とかで、よかった反応というのも一切ないのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、首長への説明のときにも、例えば3カ所は、結論としては大差ないということとか、今後のスケジュールがどうなっていくかということとか。そういったことが中心でございました。

◎前田委員 私が聞いたかったのは、住民説明会の中では多様な意見も出てくると思うんですが、一方で市議会や首長の方に説明する、協議する中で、ぜひともというところはない状況下で、では逆にうちにつくってもいいよとかという、前向きにとらえられているような反応というのは、まだ県としては認識をしていないという現実がある。そうなってくると、いわゆる前回の日高村のときのように、地域の振興策とどう抱き合わせで、ある意味、県とすれば説得をしていくというか、そういう議論が入ってくると思うんですね。

例えば、その振興策の部分で、この3市町から具体的なこういう振興策とか、県から、そちらのほうにつくる場合はこういう振興策だというそういうところの協議までは、段階として今入っているとか、案があるとかというのはないのでしょうか。もしくは提案があったとかというのは。

◎萩野環境対策課長 振興策については、これまでも、そういった施設を受け入れていただくところについては、地域の振興のためになることについて考えていく必要があるのではないかとということで、お答えしておりますけれども、まだ今3カ所の段階で、そういった具体的なお話というのは、なかなかすることが難しいんじゃないかなというところにして、こういった説明会とか、説明の折にも、具体的にこんなものをとかというお話はまだいただけてございません。

◎前田委員 最後に。恐らくこの三つのうちから一つに絞り込んで決めていくということなんでしょうけれども、それは期限もいずれ決めながら、ただその3市町に対して、その振興

策も踏まえてそれぞれが当然決まってから、じゃあここに決まりましたから振興策を協議していくというのも、もちろんそれは今までの進め方があったんでしょうけれど。現在は、3カ所が同時進行で話が進んでいるわけですから、当然、もしどうしても受け入れざるを得ないこの3市町の中で、受け入れるんだったらこういう振興策という思いも出てくると思うんです。自然的にそれは出てくる。どちらにしる受け入れなきゃいけないんだたらこういう振興策という、そこの部分の詰めの段階というのは、いずれ協議が持たれないといけないんじゃないかなと、決定するに当たって、その辺がいつごろやってくるのか。

◎**田所林業振興・環境部長** 地域に対する振興策については、前回の臨時委員会でも申し上げましたが、この施設は県の産業を下支えするということでつくるものですから、やはり設置場所となる市町村においても、振興につながる施設となってもらいたいと思っていますので、県として地域振興策について検討していく考えは持っております。

ただ、3カ所の段階で、地域地域いろいろ事情が違う中で、それを含めて議論するのはなかなか難しい。今やる時期ではないんじゃないかと判断しておりまして、我々としては、決まってからそういったお話について協議、議論していきたいと考えております。

◎**西内委員長** ほかにないようでしたら私からも。地元の須崎が候補の一つに挙がっています。前回の臨時委員会において、現地調査を行った後の科学的な資料等を見せていただいても、どこにするっていう決め手はなかったような印象を受けました。その中で、中根委員の本会議での質問なんかでも、廃石膏ボードの再利用の話などで、明確なおしりの話が本当に見えてこない。先ほど、武石委員も言われましたけれども、説明会で丁寧な説明をするのも大事なんですけれども、どういう説明会を開いて、何回やれば納得されるかというのも見えてこない中で、しっかりと3カ所から1カ所に絞るスケジュール、おしりをそろそろ明確にする必要があるかと思えます。その辺は、逆におしりは明確にするスケジュールがいつなのかとかという、変な話になってもあれですけども、改めて課長に何か考えございますでしょうか。

◎**萩野環境対策課長** このマスタープラン、基本構想の中で行くと、早ければ平成34年9月にも、今のエコサイクルセンターが満杯になってくるということも見込まれていますので、これまでのエコサイクルセンターの施設の建設に要する期間というのは2年半ほどかかっていますので、それから考えると、それほど余裕があるようなことでもないという事は事実だろうと思っています。

その中で、一ついい報告というんでしょうか、今議会でも御質問ございましたように、廃石膏ボードについては、少しずつですけども、県外でのセメント会社等でのリサイクルの道が開かれつつあるという状況もございまして、平成34年9月という時期が多少なりとも延びていく可能性も出てきたと。かといって、今の基本マスタープランによりますと、全て石膏ボードがリサイクルできたとしても、平成36年8月には1年11ヵ月の幅をもつ

て満杯になるということが見込まれているところですので、いずれにしても、それほど時間の余裕はないということではあることは認識を強くしております。

◎西内委員長 日高村の場合もですよね、蛇紋岩の問題等でやっぱり建設工事自体が非常に長くかかったってということもありますし、そういった意味でほんとに期限が限られているというところもあろうと思います。その辺、改めてこの3カ所から1カ所に絞る期限について、部長のほうから何かございませんでしょうか。

◎田所林業振興・環境部長 課長が先ほど申しあげましたように、エコサイクルセンターについては、満杯になる時期が早ければ平成34年9月、遅くとも平成36年8月という状況ですし、エコサイクルセンターが建設されたときには、実質2年半かかっていると。そして、その前段では、設計とか測量とかそういった時間もかかると。そういったものをしっかりと頭に置いて進めていかないかんと考えておまして、そういったことを踏まえまして、本年度内には建設候補地を1カ所に決めることができれば理想であるかなとは思っておるところではございますけれども、やはり先ほどから課長も申しておりますように、我々としては、住民の方々から説明会などでいただいた御意見、御質問、これにしっかりとお答えをして、新たな廃棄物処分場の整備について、皆様方に御理解いただけるよう、しっかりと丁寧な上にも丁寧な説明をしていく、これが今、最優先であると考えておるところです。

◎西内委員長 先ほど、部長から本年度内という前向きといたしますか、やっぱり丁寧な説明もしながらおしりをしっかりと決めてやっていただければと思いますので、改めて要請をして終わりたいと思います。

以上で林業振興・環境部を終わります。

ここで委員の皆さんにお諮りいたします。休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。再開時刻は3時20分といたします。

(休憩 15時4分～15時20分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《水産振興部》

◎西内委員長 次に、水産振興部について行います。まず、議案について部長の総括説明を求めます。なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部が提出しております議案について総括説明を申し上げます。まず、資料No.②議案説明書の68ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いいたします。

今回は、漁業管理課と漁業振興課、また漁港漁場課の3課から補正予算をお願いしております。総額は3億3,596万5,000円。内訳は、漁業管理課が1,930万3,000円、漁業振興課が88万7,000円、漁港漁場課が3億1,577万5,000円となっております。

まず、漁業管理課から定置網漁業への企業参入を促進するために必要となる、漁場の調査を行うための予算をお願いしております。

次に、漁業振興課からは、漁業就業者のさらなる確保に向けて、就業希望者を総合的に支援する新しい体制づくりを検討するための予算をお願いしております。

最後に、漁港漁場課からは、平成30年7月豪雨により被災しました防波堤等の災害復旧の予算をお願いするものです。

議案は以上ですが、このほかに報告事項といたしまして、第3期産業振興計画 Ver. 3の水産業分野における進捗状況等について御報告をします。また、各種審議会の審議経過等についての資料もあわせてお配りしております。補正予算の詳細については、各課長から御説明申し上げます。

簡単ではございますが、私からの総括説明は以上です。

◎西内委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈漁業管理課〉

◎西内委員長 初めに、漁業管理課の説明を求めます。

◎池漁業管理課長 9月の補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書の69ページをお開きください。2漁業管理費の右端の説明欄をごらんください。

今回の補正予算の内容は、定置漁業調査等委託料としまして1,930万3,000円をお願いするものです。詳細については、議案補足説明資料、赤のインデックス漁業管理課をごらんください。

まず、目的であります、1番上の枠内に記載しておりますとおり、定置の未利用漁場の特性を調査しまして、その情報を提供することで、定置漁業への新規参入を促進しようとするものです。

次に、現状ですが、枠内の表にありますとおり、経営体数、免許件数、生産量はいずれも減少する傾向となっております。定置網漁業の再開には、施設整備に多額の初期投資が必要となりますことから、地元漁業者などによる再開は困難な状況でして、再開には企業などの参入が必要だと考えられます。また、廃業した定置の中には優良であった漁場もございましたが、年数の経過とともに伝承されるべき技術や漁場の特性などの情報が消失する恐れがございます。

一方で、新規参入の動きも見られておまして、平成25年に足摺、平成29年に伊田で県の支援事業を活用しまして、定置網の操業が再開された例がございます。また、現在貝の川では新規参入の動きが見られるなど、廃業が進む中でも新規参入も見られております。

このように、優良な漁場については、新規参入の可能性もあることから、未利用漁場の再活用を促進することで、漁業生産量の拡大を図ることが可能ではないかと考えております。

資料の右にいきまして、目指す方向、課題としておりますけれども、漁場調査によりまして魅力的な漁場を発掘し、そこに定置網漁業のノウハウを有する漁網会社等を通じまして県内あるいは県外の企業を誘致しようとするものでして、図にありますとおり上ノ加江、矢井賀、興津、この3カ所について委託によりまして漁場調査を計画しております。

調査の内容は、資料の左下のとおりでして、調査項目は海底地形、流向・流速の調査や、水中カメラによる調査などを実施して、海域の特性を把握して定置網の敷設位置や網の構造、操業に必要な人数などを提案してもらった内容となっております。

課題であります、県内の漁村は総じて排他的であり、地元の理解が得られるかどうか大きなポイントだと考えられますが、この3地区については、地元の説明会を開催しまして、企業が参入することについての理解は得られております。また、労働力や陸揚げ機能の確保も課題だと考えております。

今後のスケジュールを右の下に示しております。こちらは最短のスケジュールを示したものでありますけれども、委託による漁場調査を今年度中に実施しまして、平成31年度以降、県内・県外の企業への提案など誘致活動を展開しまして、地元と企業の合意が得られれば漁場計画の設定と漁業権の免許を行い、最短で平成31年冬から定置網漁業の操業が可能となります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 きのうちも漁場の話、質問をさせていただきましたけど、今の説明では地元等との話はできると、こういう話で、それはいいことだと思うし、それが前提だと思うんですけどね。ちょっと前に市場の再編の記事なんか新聞に出ましたね。例えばここに企業参入して定置網が始まって、どこの市場にそれを揚げるのかとかいうことにもなってくると思うんですけど。そのあたりも含めて、ここで定置網を再開するに当たって、それがその地域にどういう影響を及ぼすのか。好影響を及ぼすのかどうかとか、その辺の見通しもあわせて説明をしてもらえませんか。

◎池漁業管理課長 興津の漁場を例に挙げますと、現在興津の漁業者はほとんど佐賀のほうに水揚しております。マヒマヒで使うシイラなど、興津へちょっと揚げる程度になってます。水揚げに関しましては、企業の考えとかがございますので、地元と協議して、佐賀へ揚げるのか、あるいは一部興津へ揚げるようなことになるのか、企業が手を挙げてやりたいという意思表示があったときに、地元の漁業者といろいろ協議しながら進めていきたいと考えております。

◎武石委員 それと雇用ですよ。たくさん雇用も生むからそれはそれでいいと思うん

ですけれど、地元で雇用があるのかどうかとか、その辺も企業の判断にもなるかもわからんけれど、椎名なんかも移住してきているんですかね。黒潮町なんかもそう聞きますけれども、そういったことも視野に入れとるんやと思いますけれど、どういうビジョンを描かれているのか。それについての御所見を。

◎池漁業管理課長 県内全域で担い手不足が進んでおりまして、県でも、国でも、市町村も移住なり担い手確保のためにいろんな事業を取り組んでおりますので、県としましては、これらの情報源といいますか、情報発信の場を通じて雇用については確保するべく支援していきたいと考えています。

それともう1点、企業が来ることになると、普通の漁業、自営の漁業と違まして、給料制であるとか社会保険もちゃんとしたことができるというところもPRになるんじゃないかと考えています。今あるいろんな仕組みをフル活用して、雇用につなげたいと考えています。

◎武石委員 最後に。企業は公募するわけですよね。これを再開するには多額の経費もかかるだろうと思うんですけれど、そうした経費への補助というのは、またその時点で検討されるということですか。

◎池漁業管理課長 事業承継なり新規定置を始める場合の補助金がございますので、企業が手を挙げた時点で、こういう事業もありますといった提案を県からして、補助事業もありますよということを十分理解していただいた上で、地元への話とか、そういったことに入っていくっていただきたいと考えています。

◎谷脇水産振興部長 こうした形で、海面への企業誘致といいますか、進めるのは水産振興部としてはまだまだこうした経験が余りないということですが、手を挙げる企業がおられたときに、漁業者との間に我々県も一生懸命入って行って、先ほど委員がおっしゃられた雇用の問題とか地元貢献の問題とか、しっかりと県としても、こういう方向でやりたいということは伝えていきたいと考えています。

◎武石委員 もう1点だけ。企業を公募するときに県内に絞る、あるいは県内県外問わず、あるいは県内優先、いろんなやり方があるかと思うんですけれど、現時点ではどのような考え方ですか。

◎池漁業管理課長 まず、県内の地元の業者優先といいますか、最初は情報を流していきますけれど、最終的には県外まで情報は提供していきたいと考えています。

◎中根委員 貝ノ川で新規参入の動きということで、起業をされる方は県内ですか。

◎池漁業管理課長 今、貝ノ川のほうに漁場を設けたいといいますか、定置をやってみたい感じなんですけれども、そういったのは県内の企業です。

◎中根委員 じゃあ、その方たちも新規参入の補助の対象になっているということですね。

◎池漁業管理課長 対象になります。

◎中根委員 そのときに、今度の定置網の底の調査だとか、そういうのを貝ノ川は対象に入っていないけれど、ほかのこれからっていうところは入っていると。そのあたりのバランスはこれでいいんだろうかと思うんですがどうですか。

◎池漁業管理課長 貝ノ川は平成24年まで操業しておりまして、今でもその操業中の船長とか地元の漁業者の方が地元に残っていますし、中止以後、海況に変化はないということがわかっておりますので、今回は、貝ノ川は調査の必要はないと判断して外しています。

他の、興津、矢井賀、上ノ加江については、興津は平成17年が最終の水揚げになっていますし、矢井賀、上ノ加江はもっと以前に操業を中止しています。地元の当時定置にかかわった方がいませんし、水の中の状況もわからないということですので、網をやる前に水深の調査とか、底の形状の調査とか、水中ビデオカメラを入れて調査をして、ここへこういった形で網を入れたらいいですね、というところまで提案していただきたいということで、この3カ所にはお金をかけて調査をすることとしています。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈漁業振興課〉

◎西内委員長 次に、漁業振興課について行います。

◎岩崎漁業振興課長 当課の9月補正予算について御説明いたします。資料No.②議案説明書の70ページをお願いいたします。3漁業振興費の右側の説明欄をごらんください。

漁業就業支援施設設置検討委員会開催委託料といたしまして、88万7,000円をお願いするものです。詳細については、議案補足説明資料、赤色のインデックス漁業振興課の2ページをお願いいたします。

漁業就業希望者のワンストップ窓口としまして、総合的に支援を行います新たな組織について検討、協議を行う委員会の開催を民間企業への委託によって実施するものです。

まず、本県の漁業就業者の現状ですが、左上の棒グラフに示しましたとおり、平成5年の約8,000人と比較をしますと、平成25年では約4,000人と半減しておりまして、この10年間で見ますと、約3割減となっております。また、黄色で示しました60歳以上の男性就業者数の割合が50%を超えており、高齢化が急速に進んでおる状況でございまして、新規漁業就業者の確保が大きな課題となっております。一方で平均をしますと、年間40人から50人が新たに漁業へ就業されているという状況です。

県では、これまで漁業就業者の確保対策としまして、右上のこれまでの取り組みのところに記載をしておりますが、平成12年度から短期・長期の研修制度を創設することで、担い手対策の取り組みを開始をしております。その後、産業振興計画の重要な柱に位置づけをする中で、都市部における就業希望者とのマッチングの場であります移住・漁業就業フェアへの参加や、実際の漁業現場において乗船体験や漁業者との意見交換、支援制度の紹介を行います漁業就業セミナー、これを年3回程度開催するなどの取り組みを進めてまい

りました。

加えて、今申しました、それぞれの取り組みに対する支援や就業希望者や研修生からの相談への対応を行っていただく漁業就業支援アドバイザーを2名配置しまして、取り組みの強化を図っております。さらに、就業希望者が研修終了後、漁船を円滑に取得できるよう、国の事業を活用しまして、漁船のリースを行っております高知県漁船リース事業協会に対する支援も行っております。しかしながら、これまで幾度かの制度の拡充や見直しを行ってきたことから支援制度が多岐にわたり、また、実施期間が異なるなど、研修生にとっては、相談窓口がわかりにくい。また最近では、研修を修了してから漁業経営が安定するまでの間の支援制度がないといった課題も顕在化してまいりました。

具体的な内容は、この資料の左中ほどの課題と取り組みの方針のところにまとめております。まず、支援制度の実務担当機関については、先ほど申しましたように、支援制度が多岐にわたり、実務を担当する機関が制度ごとに異なることから、研修生は相談窓口や支援制度の全体像がわかりにくく、独立に向けたプランづくりがしづらくなっておりますので、研修生などが安心して漁業に就業できるサポート体制の構築のため、長期研修を初めとする各種支援制度に加えまして、情報の管理も含めて、窓口を一本化することが必要となります。

次に、研修生の受け入れ体制ですが、長期研修は、現役の漁業者の方に指導を担っていただいておりますが、専門家ではなく、指導方法等が各人各様になってしまいますことから、体系的な研修の実施に向けまして、地域や漁業種類ごとのカリキュラムを作成し活用していただくことで、指導者のレベルアップを促進する必要があります。

次に、研修終了後のフォローアップですが、研修修了者が漁村の将来を担う漁業者として定着するためには、研修終了後も経営が安定するまでのフォローアップが不可欠となりますので、研修生の自立後の水揚げ状況等のフォローアップ調査を実施しますとともに、経営安定のための新たな制度の創設などによりまして、漁村への定着を図ることが必要となります。さらに、漁業就業支援アドバイザーについては、研修生の漁村での生活から漁船の確保まで、地域や漁業によってさまざまな対応が必要となりますので、移住促進・人材確保センターとの連携によるスキルアップや、漁船の確保のためには、エンジンの精度などの見きわめができます専門知識を有する漁船専門のアドバイザーの新たな配置も必要となります。

以上のような課題に対応するために、右の中ほどにある今後の対応スケジュールに記載しておりますが、まずは、漁業就業に関する相談窓口の一本化のために、10月の中旬に任意団体の位置づけにはなりますが、漁業振興課内へ漁業就業支援センターを設置することといたしました。当面は当課の職員で移住促進・人材確保センターと連携をする中で、その役割を担うこととなりますが、来年度からは、関係する市町村や漁協にも参画していた

だき、就業希望者を総合的に支援する体制を構築する予定です。

このため、具体的にどのような組織、体制で先ほど申しました課題の解決を図っていくかについて、この11月には漁協や市町村と県を構成員とします委員会を立ち上げまして、組織の体制や事業計画、収支計画案などについて検討協議を行い、必要となります支援体制の見直しも進めていきたいと考えております。組織の具体については、一般社団法人の設立も視野に検討を進めてまいります。

今回の補正予算については、この委員会の運営を委託業務として実施するものです。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎武石委員 担い手がどんどん不足していく中で、非常に重要な取り組みだと思っておりますので、ぜひとも成果を出していただきたいと思うんですが、一方で、なかなか難しい課題もあると。私も、いろんな各地区の組合長なんかの話も聞いたりすると、なかなか壁は高いなという気もするんです。方向性はいいと思います。漁協と市町村と県でね、協議会とか新たな組織を作るっていうのはいいと思うんです。けど、この課題というのは、オール高知県で解決できる問題じゃなくて、漁村ごとに古い慣習もあったりして、なかなか個々に解決していかんと、高知県としてこうやるという方針が出ても、それが地区地区、地域地域に行った場合、そのとおりにいかんという難しさがかなりあると思うんですね。

それから、就業者のフォローアップをする。これも本当に大事だと思うんですが、これも現役の組合長の話なんかを聞くと、県下各地にいろんなしきたりやルールがあるんでしょけれど、既存の漁業者が食わないかんので、正組合員で漁をやって、それはうまくいっている。ただ、そこに新規就業者が入ってこようとすると、新規はここに来たらいかんとか、準組合員の立場はここへ来たらいかんとかですよね。そういう大きな制約があったりする話も聞くわけですけど。考え方は私これでほんとにいいと思うんですけど、今申し上げた現場現場の状況に照らし合わせて、これをどう推進していくかっていうことをしないと、せっかくこうやって予算を組んで、いい取り組みしているのに成果が出ないということになりはしませんかという心配、懸念があるんですけどね。これをどうやって動かしていきますか。

◎岩崎漁業振興課長 先ほど委員おっしゃられましたように、既存の漁業者がおいでますので、その中に新たに参入ということでいきますと、確かに自分の漁獲の減少につながることを懸念される方もおいでる場面があるとは聞いております。ただ、そういった場面におきまして、実際に新たに新規に参入される方からそういう相談もあったりしましたので、ぜひそういう場面のフォローアップもしていきたいと思っておりますし、全体ではなくて地区地区で課題がありますので、そこらは辺は改めてそういう条件もしっかり把握する中で、研修生がとにかく現場に定着をしていただかないことには、我々の目標・目的が達成できま

せんので、今、御指摘いただいたような視点も踏まえまして、総合的に対策を今後考えてまいりたいと考えております。

◎武石委員 ぜひ、地域地域の課題に応じた対策を県としてもフォローアップをしていただくようお願いしたいのと、限られたパイの奪い合いみたいなことじゃない、当然これも漁業の専門家ばかりだからお考えいただいとると思うけれど、そういった展開もぜひ編み出していただきたいと思いますので、お願いします。

◎西内委員長 以上で、質疑を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎西内委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎樋口漁港漁場課長 9月補正について説明します。資料No.②議案説明書の72ページをごらんください。今回は、平成30年7月豪雨及び台風20号による漁港施設の被害への迅速な対応を図るために、3事業について増額をお願いしております。

一つ目は、6漁港費の漁港維持修繕費で漁港施設を適切に維持、保全するための費用です。7月豪雨及び台風20号により、野根漁港など県管理の12港において、漁港内に予想を超える塵芥や土砂が流入するとともに、標識灯などが破損し、漁業活動に支障をきたしていることから、障害物の除去や泊地等のしゅんせつ、施設の修繕費用を増額するものです。障害物除去としゅんせつについては、漁業活動を再開するために早期対応が必要であるため、柏島など一部の漁港を除き緊急発注により、既に完了をしております。

二つ目は、漁港単独改良費で県管理漁港における、漁港機能の利便性の向上及び安全性の確保のため、小規模な施設の改良やその関連業務を行う費用です。7月豪雨により被災した施設について、復旧工事を行う準備として、現地の測量調査費用を増額するものです。

三つ目は、15災害復旧費の漁港施設災害復旧事業費で、台風などの異常な天然現象による施設被害に対し、速やかに復旧工事を行うための費用です。7月豪雨の出水による安芸漁港への大量の流木等の流入を初め、大月町内の古満目漁港など3港において、防砂堤、防潮堤の決壊や、土砂による航路、泊地の埋塞などの被害を受けたことから、復旧工事に必要な金額を増額し、漁業活動の早期回復を図るものです。

これまでに、次の台風や大雨による被害拡大を防ぐため、大型土のうによる防潮堤の応急対策を行い、漁業活動に支障が大きい箇所から順次、障害物の除去やしゅんせつなどの応急工事も進めてまいりました。残ってございました柏島の泊地しゅんせつも10月中旬には完了をいたします。また、今回補正をお願いしている災害復旧事業は、9月21日に水産庁の災害査定も終了しましたことから、引き続き、漁港施設の復旧に向け、迅速な対応をしてまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で水産振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて、水産振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることとします。

〈水産政策課〉

◎西内委員長 第3期産業振興計画 Ver. 3の上半期の進捗状況等について水産政策課の説明を求めます。

◎西山水産政策課長 報告事項、赤色のインデックス水産政策課のページをお願いします。第3期産業振興計画 Ver. 3水産業分野におけます上半期の進捗状況等について、A4表裏の資料で御説明申し上げます。なお、こちらの資料は、引き続きの3ページ以降のA3の資料のほうから主な取り組みを抜粋したものでございまして、さきに行われましたフォローアップ委員会に提出させていただいたものと同様の資料となっておりますので、御了承願います。

まず一つ目、第3期産業振興計画 Ver. 3上半期の進捗状況等について、まず県内の水揚状況を確認する県内市場の取扱額ですが、今年度、平成30年度の上半期については、昨年度と比べましてかつお一本釣り漁業で水揚金額が減少しました。一方で大型定置網漁業ですとか、イワシシラスパッチ網漁業などで水揚金額が増加しましたことから、県内の産地市場の取扱額は7月末の時点で前年を5,000万円上回る状況でございまして、取り組みはおおむね順調に進んでおるところです。

続きまして、戦略の柱ごとに取り組みを御説明申し上げます。

1) 漁業生産の構造改革ですが、かいつまんで御説明いたします。②漁業生産量の維持増大を図りますため、水産業生産性向上PT会議におきまして、海況データ等を活用した漁協予測システムの開発など、4件のIoT等にかかりますニーズを抽出いたしまして漁業現場における機械化や、IoT・ICT化に取り組んでおるところです。

次の定置網漁業における急潮の被害を未然に防ぐ取り組みといたしまして、急潮の発生予測を行いまして漁業者に注意喚起を行いますとともに、室戸市高岡にはリアルタイム多層流速観測ブイというものを設置いたしまして、急潮予測の確立及び、さらなる精度向上に取り組んでおるところです。

また、⑤にございますように、民間企業による中型まき網漁業の事業承継や養殖業への参入を支援してまいりましたけれども、先ほど漁業管理課から御説明申し上げましたように、さらなる強化策としまして、定置網漁業への新規参入を促進してまいります。

2) 担い手の育成・確保です。漁業就業セミナーの開催や東京や大阪で開催されます高

知暮らしフェア、あるいは漁業就業支援フェアに参加するなど、就業希望者の掘り起こしを行っておるところです。

③ですが、専業での漁業への就業だけでなく兼業ですとか、あるいは家族での移住を希望する幅広い担い手を確保していきますため、ホームページや前記のフェアにおきまして、漁村の特色を生かしましたライフスタイルを提案いたしまして、PRに取り組んでおるところです。

④先ほど漁業振興課から御説明申し上げましたように、10月中旬をめぐりに漁業振興課内に高知県漁業就業支援センターを設置して、担い手のさらなる確保に努めてまいります。

3) です。市場対応力のある産地加工体制の確立ですが、既存の加工施設の衛生管理体制の強化を支援していきまるとともに、宿毛市では県内最大規模の水産加工施設の建設が開始されておるところでございます。来年7月の本格稼働に向けまして、輸出を見据えたソフト面での支援も行っておるところです。

次③の土佐清水市メジカ産業クラスタープロジェクトの取り組みですが、残渣加工施設の実施設計に着手しますとともに、メジカ原魚の安定確保に必要な冷凍保管施設の本体工事にも着工している状況です。また、輸出の拡大については、シンガポールやタイなどで開催されます見本市への出展や、輸出パートナーとなりうる国内外の商社を産地にお招きするなど、県産水産物の販路拡大に取り組んでおるところです。

次の4) 流通販売の強化です。高知家の魚応援の店は関東、関西を中心に、7月末時点で812店舗の飲食店に登録をいただいております。応援の店と連携した養殖マグロフェアの開催、東京オリンピック、パラリンピックを見据えた訪日外国人への県産水産物や観光情報のプロモーションに取り組んでおるところです。

県産水産物の品質向上の取り組みといたしましては、血抜きあるいは神経じめなどの高鮮度処理の取り組みが県内の定置網を中心に広がっております。応援の店から高い評価をいただいております。産地市場の集約化については、今年度は土佐清水市の以布利市場の漁獲物を清水の市場に集約をしますとともに、黒潮町では、佐賀・鈴・伊田の市場統合に向けまして、老朽化しております佐賀市場の市場整備の基本構想を現在策定しておるところです。

5) 活力ある漁村づくりでは、来年2月からの自然体験型観光キャンペーンに向けまして、須崎市や土佐清水市など、県内5地域での旅行の商品化に取り組んでおるところです。③の宇佐地区協議会が取り組むかぶせ網ですが、アサリの資源回復が確認されたことから、先日9月7日には天王洲の一部を開放いたしまして、地元宇佐小学校の5年生の方を対象に、アサリについての学習会や潮干狩り体験を行ったところでございます。報道等でも子供たちの喜ぶ顔が報じられたところ。現在かぶせ網を2ヘクタールで実施しておりますけれども、今年度はさらに1ヘクタールのかぶせ網の設置を予定しておるところ

です。

次に、以上を踏まえまして、2の専門部会での評価と主な意見ですが、9月10日に開催いたしました水産業部会におきまして、先ほどの上半期の進捗状況を御報告したところ、上半期の取り組みはほぼ計画どおり進んでいるとの評価をいただいたところです。

水産業部会の中でいただいた意見といたしましては、かいつまんで申し上げますが、遊漁や体験漁業の振興においては、県内の若者に地元の水産業に興味を持ってもらうため、県外だけでなく、県内都市部と県内の漁業集落との間の交流にも取り組む必要がある。また、漁業生産現場への企業誘致については、地域との共存共栄を図ることで地域の活性化につなげていく必要がある。高知県漁業就業支援センターの設置によって窓口が一元されることは望ましい。といった意見をいただいております。

また、続いて9月14日に開催されましたフォローアップ委員会におきましても同様の報告を行いまして、水産業部会と同様の評価をいただいたところです。引き続きいただきました御意見を踏まえまるとともに、PDCAを回しながら取り組みを進めてまいりまして、課題解決に努めてまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で水産振興部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎西内委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました、予算議案2件、条例その他議案4件についてこれより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、採決を行います。第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号議案「高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案「高知県が当事者である和解の申し立てに関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案「高知県が当事者である和解の申し立てに関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

《意見書》

◎西内委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。まず、「主要農作物種子法を復活させ食料主権を守る措置を求める意見書(案)」が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ こちらとしては、不一致、反対ということでお願いをしたいと思います。

私も過去にこの種子法の担当業務をやっておりますと、少し話をしますと、まず、中ほどにありますけれど、都道府県の役割、民間業者による種子生産への参入が進むまでの間、限定的なもの云々ということで、種子法廃止法の附帯決議云々ということですが、これについても、きのう知事の答弁もありましたように、高知県でも要綱をしっかりとやっていこうということですし、それから、全国では条例化を二、三県やると。

◎ 今の9月議会にもっとね。

◎ 要綱、要領でしっかりやっていくというのが基本ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎西内委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書(案)」が自民党、県民の会、公明党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 一致ということで。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは正場に復します。

それではこの意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、10日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(閉会 16時3分)